

衆議院 地方創生に関する特別委員会議録 第三号

令和元年十一月十二日(火曜日)

午前九時三分開議

出席委員

委員長 山口 俊一君

理事 池田 道孝君 理事 石田 真敏君

理事 今枝宗一郎君 理事 田中 英之君

理事 谷川 弥一君 理事 亀井亜紀子君

理事 白石 洋一君 理事 榎屋 敬悟君

理事 あきもと司君 理事 上野 宏史君

大西 宏幸君 岡下 昌平君

金子万寿夫君 小寺 裕雄君

小林 茂樹君 高村 正大君

佐藤 明男君 鈴木 憲和君

高島 修一君 中曾根康隆君

長坂 康正君 福田 達夫君

藤原 崇君 牧島かれん君

松野 博一君 山本 幸三君

今井 雅人君 関 健一郎君

中島 克仁君 長谷川嘉一君

広田 一君 福田 昭夫君

松平 浩一君 森田 俊和君

山川百合子君 濱村 進君

鰐淵 洋子君 清水 忠史君

藤田 文武君

国務大臣
(地方創生担当)
(まち・ひと・しごと創生
担当)

内閣府副大臣 北村 誠吾君

内閣府大臣政務官 大塚 拓君

内閣府大臣政務官 藤原 崇君

政府参考人 大西 証史君

(内閣官房内閣審議官)

政府参考人 宮地 俊明君

(内閣官房内閣審議官)

(内閣府地方分権改革推進
室次長)

政府参考人
(内閣官房まち・ひと・し
ごと創生本部事務局地方創
生総括官補)

政府参考人 多田健一郎君

政府参考人 田中 由紀君

政府参考人 内閣官房まち・ひと・し
ごと創生本部事務局次長

政府参考人 内閣府地方創生推進事務
局審議官

政府参考人 政府参考人 丸山 雅章君

政府参考人 内閣官房まち・ひと・し
ごと創生本部事務局次長

政府参考人 菅家 秀人君

政府参考人 内閣官房まち・ひと・し
ごと創生本部事務局次長

政府参考人 岸本 武史君

政府参考人 内閣府大臣官房長

政府参考人 大塚 幸寛君

政府参考人 内閣府大臣官房総括審議
官

政府参考人 渡邊 清君

政府参考人 内閣府地方創生推進事務
局審議官

政府参考人 中原 淳君

政府参考人 内閣府地方創生推進事務
局審議官

政府参考人 木村 聡君

政府参考人 内閣府地方創生推進事務
局審議官

政府参考人 村上 敬亮君

政府参考人 政府参考人 田口 康君

政府参考人 内閣府地方創生推進事務
局審議官

政府参考人 赤松 俊彦君

政府参考人 政府参考人 阪田 渉君

政府参考人 財務省主計局次長

政府参考人 文部科学省大臣官房審議
官

政府参考人 森 晃憲君

政府参考人 文部科学省大臣官房審議
官

政府参考人 厚生労働省大臣官房審議
官

政府参考人 井内 雅明君

政府参考人 井内 雅明君

政府参考人 井内 雅明君

政府参考人 井内 雅明君

政府参考人
(林野庁森林整備部長)

政府参考人 小坂善太郎君

政府参考人 政府参考人 島田 勘資君

政府参考人 経済産業省大臣官房審議
官

政府参考人 淡野 博久君

政府参考人 内閣府地方創生推進室次長宮地俊明君、
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方
創生総括官補多田健一郎君、内閣官房まち・ひ
と・しごと創生本部事務局次長・内閣府地方創生
推進事務局審議官田中由紀君、内閣官房まち・ひ
と・しごと創生本部事務局次長丸山雅章君、内閣
官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長菅家
秀人君、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事
務局次長岸本武史君、内閣府大臣官房長大塚幸
寛君、内閣府大臣官房総括審議官渡邊清君、内閣府
地方創生推進事務局審議官中原淳君、内閣府地方
創生推進事務局審議官木村聡君、内閣府地方創生
推進事務局審議官村上敬亮君、内閣府地方創生推
進事務局審議官田口康君、総務省自治行政局選
部長赤松俊彦君、財務省主計局次長阪田渉君、文
部科学省大臣官房審議官森晃憲君、厚生労働省大
臣官房審議官井内雅明君、林野庁森林整備部長小
坂善太郎君、経済産業省大臣官房審議官島田勘資
君、国土交通省大臣官房審議官淡野博久君、国土
交通省道路局次長長橋和久君、国土交通省鉄道局
次長寺田吉道君の出席を求め、説明を聴取いたし
たいと存じますが、御異議ありませんか。

政府参考人 長橋 和久君

政府参考人 寺田 吉道君

政府参考人 近藤 博人君

政府参考人 衆議院調査局地方創生に関
する特別調査室長

委員の異動

十一月十二日

辞任 補欠選任

谷川 とむ君 岡下 昌平君

廣田 一君 中島 克仁君

同日 補欠選任

辞任 補欠選任

岡下 昌平君 谷川 とむ君

中島 克仁君 廣田 一君

十一月十二日

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案
(内閣提出第九号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提
出、第九十八回国会閣法第四八号)

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案
(内閣提出第九号)

地方創生の総合的対策に関する件

山口委員長 これより会議を開きます。

地方創生の総合的対策に関する件について調査
を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として内閣
官房内閣審議官大西証史君、内閣官房内閣審議
官・内閣府地方分権改革推進室次長宮地俊明君、
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方
創生総括官補多田健一郎君、内閣官房まち・ひ
と・しごと創生本部事務局次長・内閣府地方創生
推進事務局審議官田中由紀君、内閣官房まち・ひ
と・しごと創生本部事務局次長丸山雅章君、内閣
官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長菅家
秀人君、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事
務局次長岸本武史君、内閣府大臣官房長大塚幸
寛君、内閣府大臣官房総括審議官渡邊清君、内閣府
地方創生推進事務局審議官中原淳君、内閣府地方
創生推進事務局審議官木村聡君、内閣府地方創生
推進事務局審議官村上敬亮君、内閣府地方創生推
進事務局審議官田口康君、総務省自治行政局選
部長赤松俊彦君、財務省主計局次長阪田渉君、文
部科学省大臣官房審議官森晃憲君、厚生労働省大
臣官房審議官井内雅明君、林野庁森林整備部長小
坂善太郎君、経済産業省大臣官房審議官島田勘資
君、国土交通省大臣官房審議官淡野博久君、国土
交通省道路局次長長橋和久君、国土交通省鉄道局
次長寺田吉道君の出席を求め、説明を聴取いたし
たいと存じますが、御異議ありませんか。よって、
そのように決しました。

「異議なし」と呼ぶ者あり

山口委員長 御異議なしと認めます。よって、

山口委員長 質疑の申出がありますので、順次
これを許します。小寺裕雄君。

小寺委員 おはようございます。自由民主党、

滋賀四区選出の小寺裕雄でございます。

本日は質問の機会をいただき、委員長始め理事の先生方には厚く御礼申し上げます。

さて、質問に入る前に一言だけ申し上げておきますと、現在NHKで放映されている朝の連続テレビドラマ小説「スカーレット」の舞台は、私の地元、甲賀市信楽町であります。

甲賀市では、忍者と信楽焼がそれぞれ日本遺産の認定を受けてまして、現在、観光振興に相当に力を入れていただいております。今回の放送を受け、ちょうど秋の観光シーズンということもあり、信楽地域は大変な盛り上がりを見せておりますので、先生方もぜひ、焼き物の里信楽においていただければというふうに思いますので、一言申し上げさせていただきます。

それでは、質問に入らせていただきます。私からは、地方における人材確保の観点から、高等専門学校、いわゆる高専の課題、今後の方向性について質問させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

大臣所信を改めて読ませていただきました。冒頭に、地方創生は、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度の一極集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指す」とありますが、まさにそのとおりであります。

しかしながら、現実の問題として、現在、地方では、企業が求めている人材が大変不足をしております。地元の話で恐縮ですが、私の選挙区はちょうど近畿と東海の接点に当たることから、名神や新名神など高速道路のインターチェンジ周辺、また国道一号や八号といった主要国道周辺を中心に多くの製造業が立地をしています。各種の会合でお出会ったとき、あるいは企業訪問で会社にお邪魔をさせていただいたときに、それぞれの企業の経営者や幹部の皆さんとお話をさせていただくと、必ずいただく御要望が、人手不足と人材不足、とりわけ工業系とICTに対応した人材が

全く不足をしているというので何とかしてほしいというところであります。

生産現場における人手不足が叫ばれて既に久しくなりませんが、地方において、高度化した製造技術の設計を担う人材や、現場における研究開発を担う人材に対する企業の不足感には悲壮感が漂います。滋賀県にも県立大学を始め立命館大学や龍谷大学によつて、理工系人材は多数輩出はさせていただいているものの、残念ながら多くの卒業生は県外で就職をされます。

そこで、滋賀県に進出されている先ほどお話ししたような企業が強く求めておられる人材を輩出しているのが、実は高等専門学校であります。とりわけ産業界から全国的に高い評価を受けていると言われる高等専門学校ですが、残念ながら、滋賀県にはその高等専門学校がありません。滋賀のほかに、佐賀、山梨、そして神奈川県と埼玉にも設置をされています。

そこで、現在、滋賀県では、この人材不足を解消するために何とかしなければということで、県議会からの要請も受けて、滋賀県高等専門学校育成機関検討会を先ごろ立ち上げられ、来年一月中に知事に対して中間報告を取りまとめる方向で検討を進めておられます。この検討会では、高専だけに限らずさまざまな可能性を調査しておられるのですが、いずれにしても、高専は其中最も期待される選択肢であります。

そこで、まず、基本的なことをお尋ねいたしますが、現在の高等専門学校の概要と現状、特に進路状況や就職率、また就職先企業からの卒業生に対する評価などについて教えていただけますでしょうか。

○森政府参考人 お答えいたします。

高等専門学校は、現在、国公私立合わせて五十七校が設置されておりますが、創設以来約六十年にわたり、五年一貫の実践的技術者育成を行っており、産業界や諸外国からも高い評価を受けているところでございます。

卒業生のうち、約六割の学生が就職し、四割の

学生が大学や高専の専攻科に進学をしています。また、近年は、情報処理技術者を始め製造技術者、建築、土木などの専門的、技術的な職業従事者として就職する学生が九割を超えており、我が国の産業を支えていると考えております。

また、就職を希望する学生の就職率は長年にわたりほぼ一〇〇％となっておりまして、就職先企業からもこの資質、能力、仕事ぶりに高い評価を得ているところでございます。

○小寺委員 ありがとうございます。非常に高い評価をいただいているということがよくわかりました。

実は、この高等専門学校、滋賀県の場合ですとないものですから、一番近くでは鈴鹿高専でありますとかあるいは福井高専へ行かれる方がたくさんおられて、そちらの方へ進学されますと、滋賀県には帰ってこられずに、福井県でありますとかあるいは三重県、鈴鹿ですとかホンダとか有名な企業がたくさんありますので、結果的に、そちらで暮らされてそのままそちらに就職をされるというふうなことがあって、実は優秀な人材が滋賀県からたくさん流出している、そのことが私たち滋賀県民にとっては大変重要な課題であるということなのであります。

改めて、高専の評価がいかに高いかということがよくわかりました。聞けば聞くほど、今こうして滋賀県に高専がないということが改めて残念でならないわけでありますけれども。

そこで、高専の沿革等を調べていただきましたところ、昭和三十一年に創設をされてから、さまざまな改革でありまして取組を進めてこられました。そして、平成十六年には独立行政法人化をされています。その後も、高度化再編など、さまざまな改革に取り組んでおられる高専なんですけれども、率直に、高専が設置されていない滋賀県の立場からいいますと、これから新設をしていただけるような可能性というものは実際あるのでしょうか。お尋ねをしたいと思います。

○森政府参考人 先ほども申し上げましたように、高等専門学校は、創設以来六十年にわたりまして、五年一貫の実践的、技術的技術者育成を行う教育機関として産業界などから高い評価を得ているところでございます。

これは国立の高等専門学校を更に設置をするということにつきましては、でございますけれども、これについては、しかしながら、高専の新設、拡充に関しましては、十五歳人口の動向、それから国の厳しい財政事情等を鑑みまして、国立高専の設置には慎重な検討が必要かというふうに考えているところでございます。

○小寺委員 予想どおりの厳しいお答えをありがとうございます。そういうことであろうというふうに思います。

とはいえ、さまざまな高等教育機関がある中で、必ず、文科系と理科系のバランスもそうなんです、全体の中で、四年制大学の考え方はあるいは大学院の考え方、今申し上げたような高等専門学校の方というものが、いわゆる十五歳を卒業して、それぞれのキャリアに応じてどのような道を開いていくのか、どのような選択肢によって自分の人生を切り開いていくのかといったことの中に、実は、私は、先ほど来申し上げているように、高い評価を受けている高等専門学校には大いに可能性があって、これからも新たな形を目指してもよいのではないかと思います。質問をさせていただいているわけであります。

そこで、実はいいものを見つけてまして、読売新聞の「新聞傍に聞く」という、それぞれの大臣のインタビューの中に、萩生田文部科学大臣が、地方で工業、商業、農業高校と短大で県立高専をつくれなにかといった御趣旨の発言をしておられます。

地方創生を本当に実現するためには、地元の企業や産業を支える高度で専門的な知識や技術を持った即戦力となる人材を育てることが、冒頭にも申し上げましたように、不可欠であります。過去には、高専のない山梨県でも県立での高専新設について検討されたこともあり、その報告書等も

読ませていただきました。

自治体によって条件がそれぞれ異なりますから、一概には申し上げられませんが、私自身は、県立での高等専門学校の設置には大いに可能性があるものというふうに考えているところであります。

そこで、県立で高専を新設するという選択肢についてはどのようにお考えになられますか。

○森政府参考人 高専は、委員御指摘のように、地域産業を支える高度かつ実践的な人材の養成を担う高等教育機関として、地方創生に大きく貢献し得るものというふうに考えております。このため、県立で高専を新設することは、地方自治体における人材育成の選択肢の一つとして十分あり得るものと認識しております。

文部科学省といたしましては、地方公共団体からの要望に基づき、高等専門学校の整備方策等について意向がある場合には、地方公共団体などからのニーズを踏まえつつ、具体的な構想を伺いながら、必要なサポートを実施してまいりたいと考えております。

○小寺委員 ありがとうございます。

自治体のニーズも踏まえて、御相談に乗っていただけたというお話であつたかなというふうに理解をさせていただきます。

いろいろ御相談に乗っていただく上では、県立で設置する場合には、一つは、教職員が高校とは違いますので、大学の教授並みの人材も必要でありますし、また、どういう専攻科を置くかによって、求められる人材も変わります。特にやはり大事なことは、財政的な支援が得られるかどうかということが、県立で設置する場合に、あと最後の一手になるかなというふうに思います。

実は、自民党の小委員会でも、高専の検討を進めていく中にも、党としても、そうした、地域に求められる人材育成機関としての機能強化という点におきまして、地方公共団体が高専を設置する折には、特段の配慮、あるいはそれぞれの支援をしてやっつてはどうかというふうな案もまとめられ

るといふふうに聞いておりますので、ぜひ、今御答弁いただいたように、もしも私の地元の滋賀県でそういうお話になったときには、そうした配慮をお願いしたいというふうに思います。

いろいろお話をしてみたいけれども、私自身は大いに可能性があるものというふうに承知をさせていただきます。

最後に、北村大臣にお尋ねをいたします。

本日に地方創生を実現するためには、今申し上げましたように、地方における高度人材の確保が必要であり、地方自治体や地域の経済界と連携した形で専門的な人材を確保しようとする取組、具体的には、県立で高専を設置しようというような方向性あるいは考え方についてどのように感じられるでしょうか。御所感をお伺いしたいと思います。

○北村国務大臣 お答えいたします。

地方創生の推進のためには、地域の人材への投資を通じて地域の生産性向上を目指すことは極めて重要であると認識しております。

こういう観点から、昨年六月に、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律、ちよつと長いですが、これを制定いたしました。産学官連携による、地域の中核となる産業の振興や、それを担う専門人材の育成を行うすぐれた取組を、地方大学及び地域産業創生交付金により重点的に支援をしているところであります。

また、専門人材の育成につきましては、大学や高専における、地域課題や地域産業界のニーズに即した専門教育プログラムの開発をいたすなど、実践的な職業教育への支援も行ってまいります。引き続き、地域が丸となって本気で改革に取り組むすぐれた事業を支援いたし、地域における若者の修学及び就業の促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

○小寺委員 ありがとうございます。

今大臣からいただいた交付金等のシステムを活用しながら専門人材を育成して、その流れを何とか県立高専に結びつけていければと思いますので、今後とも御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

終わります。

○山口委員長 次に、榎屋敬悟君。

○榎屋委員 おはようございます。公明党の榎屋敬悟でございます。

早速、内容に入りたいと思います。

北村大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣就任、おめでとうございます。考えてみると、二〇一四年から始まりまして、平成二十六年から始まりまして地方創生の取組、五代目の大臣であります。石破大臣から始まって、数えて五代目ということで、大臣がおつしやつたように、五十年の第一期の事業をほぼ終えて第二期を展望する、こういうときに大臣におつしやつたということでありまして、大臣もおつしやつていまして、全国自治体、共同してやつてきたのでありますが、人口減少はともかく、一極集中は一向にとまらな

い、こういう状況の中で大臣に就任なさつたわけでありまして。大臣就任に当たつてどのような決意をなさつておられるのか、率直な思いを伺いたいな、こう思っています。よろしくお願ひします。

○北村国務大臣 お答えいたします。

拙い経験ではありますが、私自身も、佐世保市の市議会議員、長崎県の県議会議員を経て衆議院議員として活動をさせていただく中で、十九年、地方の現場や実態を数多く見ることでできました。安倍内閣の重要施策の一つであります地方創生を担当させていただく大臣として、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

御承知のとおり、日本の各地域は、豊かな自然、特色のある産業、そして固有の歴史、文化、その地方ならではの強みや魅力を持っております。これらを存分に生かして地域の活性化を図っていくことが地方創生の目指す姿と考えております。

地方の、地域の方々の声にしっかりと耳を傾けながら、その地域の魅力、強みを生かした活力ある地方創生を全国津々浦々で実現できるように全力で取り組んでまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○榎屋委員 最初の石破大臣が担当地方を回られました。大臣もしつかり、今のお話のとおり現場を回っていただきたい。お願いをしておきたいと思ひます。

特にこの部分に取り組みたいと、歴代の大臣はそれぞれ特徴がありまして、いろいろ叫んでおられましたけれども、北村大臣として、まち・ひと・しごと、特にこの分野をやりたいという思いがあるのであれば、率直にお話していただきたいと思ひます。

○北村国務大臣 お答えします。

まず、第一期におきましては、その地方ならではの強みや魅力を生かした取組が全国各地で行われ、国としては、そうした地方の取組を地方創生推進交付金などにより強力に支援をいたしてまいつたところは御承知のとおりであります。全国各地で魅力ある地域づくりが行われてきたと存じております。

他方、景気がよくなる中、東京一極集中の傾向が続いており、さらなる地方創生の取組が求められていくと考えております。このため、地方への新しい人の流れをつくるという観点から、地域とつながる人や企業をふやす取組として、言われるところの関係人口の創出、拡大、さらに、企業版ふるさと納税の活用促進などを強く推し進めていきたいと考えております。これらの取組につきましては、年内に策定いたします第二期総合戦略に反映してまいりたいと考えております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○榎屋委員 我々公明党も、まち・ひと・しごと創生ということで、やはり一番大事なのは人だといふふうに考えて、全国三千名の議員とともに、このまち・ひと・しごと、地方創生に全力を挙げて取り組んできたわけでありますが、人を中心に

しなきゃならぬというふうに私は思っております。特に地方にあつては、先ほどから話が出ておりますように、女性、若者の流出は極めて深刻であります。

地方にあつて女性や若者が働きやすい環境づくり、これをつくり上げていかなきゃいかぬのですが、一期五年で、じゃ、どこまでできたかということを考えますときに、一極集中は一切とまっていけないわけでありまして、これは第二期で相当力を入れなきゃいかぬというふうに思っておりますので、改めてお願いをしたい。

ここで大臣のお話を伺いたいと思いますが、時間もないので、もう一点気になるテーマに移りたいと思います。

それは、少子化対策の取組なんです。私も公明党は、この地方創生が始まったときに、少子化対策、特に人に着目をして、これも大事だ、こう思つてやつてまいりました。特に将来の人口減少に歯どめをかける、そのために結婚、出産、育児に希望が持てる環境づくりが大事だ、希望出生率一・八というようなことも、随分最初は叫んで取り組んだわけですが、ここは、この少子化対策でありますけれども、総合戦略の政策体系の基本目標には、もちろん今も入っていると思いますが、途中から、幼児教育の無償化とか、あるいは内閣府の子ども・子育て本部、向こうの作業がえらくでかくなりまして、どうも地方創生から、この少子化対策が若干薄くなっているんじゃないかという懸念を持っております。

とりわけ、現場に行きますと、我々、地方の公明党議員と一緒にまち・ひと・しごとの会合なんかをやりますと、どうしても、地方創生の担当は出てくるのでありますが、子ども・子育て事業の担当部局が出てこないということで、一緒になつてやるはずのこの少子化対策が、少しぎくしゃくしているんじゃないでしょうかという懸念を持っております。

特に、今、この十月から始まりました幼児教育無償化、この準備などで大変な、そちらに大きな

流れがあるわけでありまして、じゃ、地方創生で少子化対策、何をやっているかというところ、結局、体系的な取組ができずに、地方創生でやっているのは何かというと、人の奪い合いみたいなもので、一極集中を何とかやめようということ、東京から何とか移住で我が地域に人を持ってくる、移住だということ、それから大臣がおっしゃった関係人口というような取組は、それはなされているわけですが、私は、少子化対策の一体的な取組、特に市町村の現場における取組ということがいささか混乱しているんじゃないか、こういう実感を持っております。

一期五年を振り返って、そんな実感があるんですが、ここは事務方で結構でございます。私の認識に対してどういうふうに感じておられるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○多田政府参考人 お答えをいたします。

御指摘がございましたとおり、まち・ひと・しごと創生、いわゆる地方創生につきましては、人口減少に歯どめをかけることをその目的としております。少子化対策と、その他の御指摘があった地方創生の取組を一体的に実施してまいることが、地方創生を効果的に進める上で大変重要だと考えておるところでございます。

私も、まち・ひと・しごと創生本部といたしましては、政府全体の少子化対策を推進をいたします内閣府の子ども・子育て本部とよく連携をとります。地方公共団体に對しまして、御指摘があった混乱ができるだけないように、次期の地方版総合戦略の策定や実践に当たりまして、地方創生と少子化対策の現場レベルの連携をしっかりとサポートしてまいると考えてございます。

○榎屋委員 ありがとうございます。

中央では連携はとれているんですが、現場へ行きますと、なかなかそうでないということを御指摘申し上げたいわけでありまして、

地域少子化・働き方指標、これが第三版まで発表されておまして、地方にあつても、各地域の希望出生率実現に向けて、なぜ実現できないのか、その要因分析をしつかり、政府としては情報発信していただいているというふうには思うんですが、それが現場でどう受けとめられているか、市町村で。それぞれの市町村で、将来へ向けて、希望出生率一・八に向けて、体系的な取組がどこまで危機感を持ってなされているかというところ、いささか私は心配であります。

とりわけ静岡県あたりでは、地域アプローチということで、相当取り組んでいるというふうに思っているんですが、これがどこまで横展開できているのか。何度も言いますけれども、地方創生、最初のときは、地方創生推進交付金を使つて、ネウボラの整備をやったんですね。ところが、あれで終わっちゃって、後は地方で本当に、結婚支援であつたり、地方でおせっかいおばさんをつくらうとか、いろいろなことをやってきまして、その体系が、私は、いささか、五年やつてみて、流れが乱れているんじゃないかという懸念であります。

ここで改めて、二期を迎える今、地域アプローチとか、今申し上げた地方の中小事業主の女性の働き方改革とか、そうしたことに向けて、どうすれば希望出生率一・八ができるのかというふうなことの取組を大胆に打ち出す必要があるんじゃないか、更に積極的に打ち出す必要がある、地方創生の観点からもやるべし、私はこう思うんですが、多田さん、いかがでしょうか。

○多田政府参考人 お答えいたします。

少子化の状況あるいは要因につきましては、地域によって異なっておりますために、国全体としての取組に加えまして、地域ごとに要因分析、課題設定、対策の検討を行うことが重要でございます。

第一期の総合戦略におきましては、特に出生率に影響を及ぼす諸要因の中で、雇用などなどの、働き方が大きな部分を占めているということで、御指摘にございました地域少子化・働き方指標等の提供、それから関係府省、専門家から成る地域の働き方改革支援チームによります自治体への必要

な助言、情報提供などを通じて、都道府県労働局、労使団体、金融機関などの関係者が主体となつて、地域働き方改革を進めることを支援してまいりました。

第二期の戦略策定に向けては、少子化対策の地域アプローチを進めるという観点で、それに当たりまして、出会いの機会や場の提供などの結婚支援はもちろんのこと、職住近接まちづくりでありますとかコミュニティづくりなど、働き方改革以外の分野を含めまして、地方公共団体が地域の実情を踏まえた施策が実施できるよう取り組んでまいります。

○榎屋委員 大臣に最後にお話をしたいわけですが、今、私どもが抱えている危機感、第二期地方創生を迎える今の時点での危機感をきょう申し上げたわけでありまして。大臣、我が国に千七百四十ぐらいの自治体がございますが、希望出生率一・八、実現している自治体がどのぐらいあるのかというと、中国地方でも結構あるんです。ところが、どういうわけか、本場に中国地方の山のご真ん中の小さな町が一・八を実現している。しかし、何か寂しい気がするんです。

一生懸命子供が生まれて育つて、そして、大都市部に全部流れていくというようなことは、横で見えておまして、なかなかつらいものがあるわけでありまして。やがて帰ってきていただくことを念願しているわけですが。

やはり、希望出生率一・八を目指してということとを改めて第二期は打ち出して、私は大胆な政策を打ち出した方がいい、希望出生率一・八を達成しているところは太い評価するよう、そういう施策も要るのではないかとこのように思うんですが、最後に大臣の御所見を伺って終わりたいと思います。

○北村国務大臣 榎屋委員御指摘のとおり、第二期においては、新たな施策として、各地方公共団体による職住接近のまちづくり、働き方改革、コミュニティづくりなど、制度横断的な地域特性の分析、さらに、地域の強みや課題を見える化する

る、これを支援する少子化対策地域評価ツール、これらを整備する。そして、各地で生まれたすぐれた事例をしつかり把握して、その他の地域の参考に資するように丁寧に情報発信をしていくことなどを、粘り強く、そして長期的視野に立って、しつかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

○榊屋委員 いや、大臣、粘り強くやってきたんですよ、五年間。それでなかなか流れが変わっていないということ、私はきょうは危機感として申し上げているわけでありまして。

地方創生推進交付金、希望出生率一・八に向けて、KPIなんかはしつかり見るんだというふうにおっしゃっているのではありませんか、今までの一期五年間の成果というものをよく見ながら、それを評価するような仕組みも入れてあげたらどうだというふうに思ったりするわけでありまして。

これは大臣、もう少し大胆な政策が私は必要だということ、これを改めて要請を申し上げ、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○山口委員長 次に、今井雅人君。

○今井委員 立国社共同会派の今井雅人でございます。

先週の金曜日に参議院の予算委員会がありまして、桜の会が話題になっておりましたけれども、その後、いろいろな方のSNSとか、いろいろなものを見ておりましたら、頻繁によく出てこられる方が片山さつきさんなんですね。前の地方担当大臣でございます。

例えば、二〇一四年の四月十二日には、朝八時半から後援会や日ごろお世話になっている皆さんと新宿御苑の桜を見る会、例年よりも参加者が多く、名刺が八百枚なくなりましたとか、いろいろ更新をされておられますので、前大臣のことにもかかわりますので、この点から、きょうはまず聞かせていただきたいというふうに思います。

今もお話ししたとおり、本当にいろいろな方が後援会の方と写真を撮ってアップしておられます

けれども、北村大臣はこの桜の会に支援者の皆さんと参加されたことはありますか。

○北村国務大臣 お答えします。

桜を見る会につきましては、各界における功績や御功労のあつた方々を各省庁からの意見等を踏まえて幅広く招待なされておると聞いております。

招待者につきましては、内閣官房及び内閣府の担当部局において最終的に取りまとめているものと承知しておりますが、その上で、個々の招待者については、招待されたかどうかを含め、個人に関する情報であるため、従来から回答は差し控えていただいております。

いずれにしても、桜を見る会につきましては、昭和二十七年以来、内閣総理大臣が各界において功績、御功労のあつた方々をお招きし、日ごろの御労苦をねぎらっておられるというふうに聞いております。

私自身が参加したかどうかのことについては、よく記憶にありませんが、私はまだ参加したことがないんじゃないかなというふうに思います。案内をいただいたかどうかとも記憶にありませんので、あしからず、これから調査をさせることいたしますが、終わります。

○今井委員 大臣の方から、御自分も調査なさるということですから、その結果をまた委員会の方に御報告いただきたいと思います。

委員長、御報告をいただきたいと思っております。

○山口委員長 また追って、機会を見て、理事会の方でも、御報告を。

○今井委員 きょうは官房の方がいらつしやると思っておりますので、もう一回確認したいんですけれども、参加者はどういうふうな選定をされますか。今も大臣も少し説明されましたが、ちよつと簡潔にもう一度お願いしたいと思います。

○大塚政府参考人 お答えをいたします。

桜を見る会の参加者につきましては、各界におきまして功績、功労のあつた方々を各省庁からの意見等を踏まえ幅広く招待してございまして、内

閣官房や内閣府におきまして最終的に取りまとめているものでございます。

○今井委員 そうすると、各省庁で選んで内閣官房の方に取りまとめるをして、官房としては、その省庁から推薦があつた人は基本的にそれでよしとするという、こういう手続でしょうか。

○大塚政府参考人 繰り返しになりますが、各省庁等の意見を踏まえて、その上で、内閣官房、内閣府において取りまとめているところでございまして。

○今井委員 きのうのレクでは、省庁の皆さんが、官房の総務課の方が、総務課としては各省から出てきているものがダブルがないかだけをチェックして、それ以上はチェックしませんとおっしゃっていましたけれども、それで間違いはないですか。

○大塚政府参考人 各省庁からの意見等を踏まえて、取りまとめているところでございます。

○今井委員 では、きのうの説明は間違つておられると。そちらで取りまとめた後、選別をされるという手続はされるんですか、されないんですか。

○大塚政府参考人 功績、功労につきましては、各省の意見を踏まえて取りまとめているということでございます。

○今井委員 いや、ちよつと、答えていただけないんですけれども、

上がったきたものの意見を踏まえて、そちらでふるい分けをされるんですか、それとも、そのまま参加を認められるんですか、どちらですか。

○大塚政府参考人 そのままということではございません。私ども、取りまとめている以上は、そこで取りまとめ作業を行っているところでございまして。

○今井委員 各省庁から上がってくるということですので、各省庁から上がってくる段階で、それぞれの政党とかあるいは議員の皆さんから推薦が行つて、そこから各省庁から推薦が来るという可能性はあるかどうか御存じですか。

○大塚政府参考人 今のお話の、可能性ということがちよつと正直よくわかりかねるところがございますが、いずれにいたしましても、各省庁等の意見を踏まえて、私どもで取りまとめているということでございます。

○今井委員 質問を変えますが、各省庁で取りまとめをするときに、議員の方からの推薦、こういうものを考慮されますか。

○大塚政府参考人 私どもはいたしましては、その各省庁からいただいた意見等を踏まえてあくまでも取りまとめているものでございます。

○今井委員 お答えいただけないので、これは、各省にちよつとヒアリングをして、結果を教えてくださいませんか。

○大塚政府参考人 いずれにいたしまして、私どもは、各省庁からの意見を踏まえ、必要な意見はそこをいただいた上で取りまとめを行っているところでございます。

○今井委員 全く答えていただけないんですけれども、

もう一度質問します、同じ質問を。

私の質問は、それぞれの省庁から上がってくる際、その省庁が議員からの推薦を選定に当たつて考慮しているかどうかを調べていただけないでしょうか。

○大塚政府参考人 私どもは、あくまでも、功績、功労のあつた方々を幅広く招待をするという観点から一連の情報等をいただき、意見等も伺っているところでございますので、私どもがこれまでの桜を見る会の招待者選定に当たりまして、そういういった意見等でも私どもとしては十分であると考

えているところでございます。

○今井委員 全くとお答えいただけないんですが、また質問を変えますが、省庁から推薦をするときに、議員からの推薦を考慮には入れていないと断言できますか。

○大塚政府参考人 今お尋ねのような観点を逐一確認しているわけではございません。

あくまでも、全体の意見等を踏まえた上で取り

まとめているところでございます。

○今井委員 ちょっと、じゃ、一つ紹介したいと思うんですけどね。

これはあるクラブの会報誌に出ている寄稿です。

抜粋して読みますけれども、お名前は伏せておきますが、「安倍総理と桜を見る会」について、「安倍総理の後援会、事務所、そのような経緯を通してでない」と出席は出来ないそうで、今回お誘いがあつたのでチャンスとばかりに出席を決めました。「十二日ホテルニュー大谷で前夜祭、会場は千人以上可能な会場で参加人数は八百五十人ぐらいたつたそうですが、ものものしい総理のＳＰが印象的でした。」翌日はニュー大谷にて七時集合、バス十七台にて出発、新宿御苑は一般客は十三時三十分まで入場禁止で私たちのバスはついた順から記念撮影、撮影が終わればあとは自由行動で中をブラブラしつつ、テントの前でたくさん並んでいる人垣。「安倍事務所を紹介してもらって参加している」とこの方はおっしゃっています。

こういうことはあり得ないでしょうか。

○大塚政府参考人 今御紹介のありました方が具体的にどういう方であるのか、ちょっと承知してございませぬが、いずれにいたしまして、各省庁等の意見等を踏まえ幅広く招待をしているということ、内閣官房、内閣において最終的に取りまとめているということでございます。

○今井委員 済みません、私、とても単純な質問をしているんですけどね。

それぞれの省庁で推薦者を、招待者を決めるに当たって、議員の意見、議員の推薦などを考慮していますか、していませんか、それだけの話です。イエスかノーかでお答えください。

○大塚政府参考人 各省庁の具体的な選定の途中のプロセスをつまびらかに承知しておりますが、具体的にそこがどうなっているかということにつきましては、私ども、承知をしております。

いずれにいたしましても、功績、功勞について

御意見等をお聞きし、私どもの方で取りまとめているということでございます。

○今井委員 皆さんは取りまとめる責任者です。それから、それぞれの省庁でどういう選定をしているかを把握する必要があると思ひます。

今、把握をされていないということですから、それはしっかりと各省庁にまず調査をして、報告をしてください。

○大塚政府参考人 功績、功勞につきましては、私ども、これまで意見等を各省庁からいただき、それを踏まえて取りまとめているところでございまして、今後同様の形でその選定を進めていきたいと考えております。

○今井委員 済みません、私はイエスカノーかを聞いています。その調査をしていただけないのならいいです。そういう態度ならそれでも。調査をして報告していただけますか、いただけませんか。

○大塚政府参考人 これまでのように、その功績、功勞を幅広く意見をお聞きするという形で私どもとしては適正に実施していると考えてございまして、今、議員申出のような調査につきましては、今時点では私どもはそういったものを行う考えはございません。

○今井委員 これだけいろいろな方が、後援会がみんな集まっているとか、いろいろなところでアップして、写真まで撮られている。参加された方がここまで書かれておられる。にもかかわらず、調査をするつもりはないということですか。

もう一度、お答えください。

○大塚政府参考人 各界におきまして功績、功勞のあつた方々を私どもとしてはそうした各省等の意見も踏まえて招待をしているというプロセスについては適正だと考えております。その上で私どもでも取りまとめているものでございまして、そうした取りまとめる過程におきましては、私どもとしてはこれまでのやり方で引き続き行つてまいりたいと考えているところでございます。

○今井委員 適切かどうかということは、今、例

えば議員の推薦とかそういうところがあるかどうかを知らないとおっしゃったじゃないですか。知らないのになぜ適切とわかるんですか。そんな言いかけなこと、言わないでくださいよ。全てを知つていて適切であるとおっしゃるなら、私はわかりません。しかし、そこは知らないとおっしゃつていて適切と言うのは、それは不誠実ですよ。調べてください。

○大塚政府参考人 桜を見る会は、功績、功勞のあつた方々を御招待するというのが基本でございまして、その功績、功勞については各省庁においてそれぞれ調べていただき、また私どもも意見等を聴取してございまして、その点において、その選定プロセスに我々は問題ないものと考えております。

○今井委員 ですから、功勞のある方をお呼びするというのが要項に書いてあるのに、後援会の皆さんをいっぱい呼んで写真を撮つてにこにこしているのがいろいろ流布されているわけです。しかも、私がさっき読んだように寄稿にまで書かれている。だから、そこに疑義があるから調べてくださいとお願ひしているんじゃないですか。そういうのを私が今お示して事実関係を調べていただきたいと言ふのに、どうしてそんなにたかくなに拒否するんですか。何かまずいことがあるんですか。調べてください、もう一度。お願いいたします。

○大塚政府参考人 一点目は繰り返しになります。が、やはり功績、功勞については、私ども、各省庁から必要な御意見等を頂戴しているということでございます。

また、更に申し上げますと、結局は個々の招待者がどうであつたかということに行き着くわけでございしますが、そこにつきましては、招待者名簿、これは、私ども、一年未満の文書と位置づけ、既に、会、会の終了後、速やかに廃棄してございします。そういった点からも、仮に調べるとしても、事実上、今としては調べることはできないということでございます。

○今井委員 きょう、実は、毎年この会に参加されているマスコミの方とお話ししたんですけれども、毎年、会の前に内閣官房から電話があるそうです。去年のリストを見ながら、去年のリストのままでよろしいですかねと言つて、照会があるんです。

あるじゃないですか。本当に全部廃棄しているんですか。

○大塚政府参考人 私ども、まさしく内閣府、内閣官房として取りまとめるのに当たつては、作成した招待者名簿につきましては、先ほどお答えいたしましたとおり、保存期間一年未満の文書と位置づけられておりまして、会の終了後、遅滞なく、ただ速やかに廃棄をしているところでございます。

○今井委員 じゃ、逆にお伺ひしますが、皆さんが取りまとめたものは、もうその後使わないということ、廃棄されているということだと思ひますが、それぞれの、決めた省庁のところに恐らく残つていると思うんです。それは残つている可能性はありますね。

○大塚政府参考人 その点につきましては、現状どうなっているか、ちょっと今、御説明できるだけの情報を持ち合わせてございません。失礼いたします。

○今井委員 でしたら、それもあわせて調べて報告してください。

○大塚政府参考人 各省の、いわば推薦する側としての情報の保管状況等につきましては、確認をさせていただきたいと思ひます。

○今井委員 委員長、じゃ、今の点と、先ほどはなかなか、うんと言つていただけなかつたんですけれども、各省庁でどういう選定をしているか、そのことも、ぜひ調べて、この委員会に報告をしていただきたいと思いますので、よろしく願ひします。

○山口委員長 委員会に報告するかどうかは、理事会で協議します。

○今井委員 それで、本日、SNSでいろいろな

ところで拡散されていますが、ちよつとこれはお見せすることができないので、後でSNSでいろいろ見ていただければいいですけども、これはバスの、大型バスの写真がいっぱい出回っています、そこ、このところに、桜を見る会、安倍晋三後援会とあります。これが十七台並んでいたと。

きのう、私は参加していらつした方の話をちよつと耳にしたいんですけども、安倍晋三後援会のバスが物すごい数で並んでいて、それがもう本場に渋滞を招いてしまつて大変困つたんだという話をされておられました。

桜を見る会というのは、こういう大型バスを中までちよつと入れて、参加者の方をずつと入れられるわけですか。

○大塚政府参考人 お答えいたします。

この桜を見る会、参加者の方々に對しましては、一応、公共交通機関を利用してお越しただくということを基本としてございまして、例えば、乗用車での来園は御遠慮いただくと、そこは呼びかけをしているところでございます。

その上で、これまでの運用の中で、まとまつて来ていただくことが受け付け等の効率的な対応等から適当であるという場合には、バスによる入園を認めているケースもあるところでございます。

○今井委員 そういふことですね。中に入つていくシーンの写真もありますから、多分、バスで入つていつているんでしょうけれども、明らかにここ、安倍晋三後援会という名前が書いてあります。

許可をされているわけですから、そのことも多分御存じだと思ふんですけども、これは調べることが可能ですね。

○大塚政府参考人 具体的にどういったケースにおいて認めているか、それはやはり具体的な入園方法の実態の詳細になりますし、言つてみれば、セキュリティにも関することでございますので、その点につきましては回答を差し控えさせていただきます。

○今井委員 いやいや、今、バスで、状況によつ

てはバスでそのまま、許可をして入れられる方もあるという御答弁をなさつたので、もうそのことを既にお話しされているじゃないですか。ですから、聞いているんです、伺っているんです。

じゃ、この安倍晋三後援会というバスは許可をされて中に入つたんですよ、入つたかどうかを調べてもらえませんかということです。

○大塚政府参考人 お答えいたします。

繰り返しになりますが、どういった方々がこのバスで入園されているか、あるいは入園方法といたつたようなことにつきましては、やはりこれは入場のセキュリティにかかわることでございますので、申しわけありませんが、回答を差し控えていただきたいと思います。

○今井委員 本日にゼロ回答で、いずれまた明らかにいつていくと思ふんですけども。

各皆さんのこのアップしているやつを僕はずつと見て、きょうまた見てみたら、相当な数が削除されておりました、国会議員の方でも、安倍晋三後援会、懇親会に出ていたというやつを削除しておられる方もおられます。どうして削除するんですかね。これは隠蔽と思われかねないですよ。名簿もない、本当にないんですか。こつやつて質疑しても何も答えていただけない。疑惑はどんどんどんどん大きくなりますよ。こういうのは早く白黒つて、新しいテーマを議論した方がいいと思ふので、これは全て明らかにしてください、調査を含めて、お願いいたします。

それで、先日の質疑の中で、予算と支出の件が出ておりましたけれども、そこに資料をお出ししております。

まず、支出の方をお伺いしたいんですけども、支出が平成二十六年から三十一年にかけてどんどんどんどんふえていつておられますけれども、このことに対して、菅官房長官もそうですし皆さんの説明もそうなんですけれども、テロ対策、混雑解消のための措置など改善点を反映させているものであるというふうにおつしておられますが、それだけですか。

○大塚政府参考人 お答えいたします。

今委員配られているこの支出額の推移をあらわしたときも、例えば飲食物、それから案内状、消耗品・備品等々も一定の増加を示してございますので、そこは例示として掲げたもの以外でも額の増加が見られるのはそのとおりでございます。

○今井委員 今、誠実な答弁をいただきました。

ということは、飲食物提供がふえているということ、参加人数がふえたことが原因ということによろしいですね。

○大塚政府参考人 お答えいたします。

飲食物につきましては、毎回、大体、提供品目ですとか数量の見直しを行つてきているところでございますが、ちよつとその一つ一つの見直しの理由の厳密な分析を行つていくわけではございませんが、基本的には、毎年の提供物に対する、ある意味、人気度合いと申しましようか、比較的早い時間になくなるとか、割となかなかそうではないものと、そういったことを踏まえながら、そういうことを基本的視点として見直しを行つていくところでございます。単純に参加数が増えたからという、そこだけで、そこだけに着目した数量の見直しというものは行つてきておりません。

○今井委員 それはそうかもしれませんが、人数がふえたことも原因の一つですね。

○大塚政府参考人 厳密な分析を行つていくわけではございませんので、なかなかちよつと正確なことを申し上げにくい部分がございますが、当然、ある程度数をふやすといつたようなときに、全体の数の推移みたいな点も考慮している面は確かにあるかと思ひます。

○今井委員 そこは明確にしたいいただきました。人数がふえたといふことも要因の一つだということなんです、一方、予算を見ますと、平成二十六年から、来年度の概算要求は何かすくふやしていただけますか、それまではすくすく七百六十万円ぐらいですか、ずつと横置きになつていま

すけれども、これは当然、数字を置くときには参加人数の想定というのは置いているはずですので、これは何人を想定してやつておられますか。

○大塚政府参考人 お答えいたします。

桜を見る会につきましては、これまでの考え方として、準備、設営に最低限必要となる経費ということを前提に予算を計上し、今議員御紹介のよう額で推移してまいりました。

その際の参加者数については、八千人という数字で必要な所要の積み上げを行つていくところでございます。

○今井委員 そうなんです。

毎年八千人で予算を立てているんですけども、平成二十六年から三十一年にかけて、参加人数が、一万三千七百、一万四千七百、一万六千、一万六千五百、一万七千五百、一万八千二百と右肩上がり。これが景氣動向だったら非常にいいと思ひますけれども。

右肩上がりですつとふえているんですけども、計画八千人に對して、どうしてこんなに右肩上がりに上がつていくんでしょうか。

○大塚政府参考人 お答えいたします。

本日、開催要領もおつづけをいただいております。この五に「招待範囲」とございまして、こういつたさまざまな各界の方々を功績、功労のあつた方々として幅広く招待してございまして、その取りまとめた結果といたしまして、今御指摘いただきましたような参加者数等の推移になつていくところでございます。

○今井委員 そうなんです。

じゃ、そこで、その上でちよつとお伺いしますけれども、八千人という数字を置いて、それで各省庁から推薦をもらうわけですけども、この八千人という数字で置こうと思つたら、最初に各省庁ごとに割当てをしないとこの数字ではおさまりません。でも最初に、それぞれの省庁から上げてくるときに、おたくは幾ら、おたくは何人、おたくは何人と、こういうふうに分けていられるんでしょうか。

○大塚政府参考人 各省からの推薦者数等につきましては、これは全体の取りまとめ過程のプロセスにかかわる話でございます。従来からお答えを差し控えていたところでございます。

○今井委員 済みません、私は、なぜ人数がこんなにふえていつているかという原因を知りたいのでこの質問をしているんですね。答えを控えるような話じゃないと思いますけれども、もう一度お答えください。

○大塚政府参考人 お答えいたします。各省庁別の推薦者数の内訳、これはやはり、取りまとめのプロセスにかかわる部分でございます。それを明らかにすることで取りまとめ事務への支障というものが予想されますので、従来からお答えを差し控えていたところでございます。

○今井委員 いや、それぞれの省庁何人ずつですかという質問をすれば今のお答えはある程度わかりますけれども、私が申し上げているのは、八千人という数字をまずつくって、その数字にするためには各省庁ごとの割当てを積み上げていかなければこの数字になりませんよね。当たり前の話じゃないですか。そういう、ちゃんと割当てをしていらないとどうもかというところ。何人ですかと聞いていません。そういう割当てをしているかどうかというのを聞いています。

○大塚政府参考人 あくまでも、割当てをしているかどうかということにつきましては、全体の取りまとめにかかわる話でございますので、控えさせていただきます。

○今井委員 きのう、部屋で質問取りをしていたときは、それはしてないとおっしゃっていましたよ。していないからこうやって数字が膨れちゃったんだというふうにおっしゃっていましたけれども、それは間違いですか。

○大塚政府参考人 お答えいたします。数字が膨らんでいるところにつきましては、先ほどお答えいたしましたとおり、それぞれ

の意見を踏まえて取りまとめた結果として、こういった数字の推移になっているところでございます。

○今井委員 どうしてこんなに何も答えていたくないんでしょうね。いや、本当に、この質疑をしていると、何かやましいことだらけじゃないかと思いませんか。

だつて、人数割当てしているかどうかなんて、なぜそんなのを秘密にしなきゃいけないんですか。詳細な割当ての人数を聞いていないんじゃないんですから。

じゃ、逆にちよつとお伺いしますけれども、官房長、八千人におさめるためにはどうしたらいいですか。

○大塚政府参考人 予算上は、確かにその八千人という点で組んでおりますが、実際の、いわば実績は、御指摘のとおり、かなり予算もその人数も上回っているという状況でございますが、そこは、上回った分につきましては、実際の、内閣本府の同じ庁費という目の中で対応してございまして、そういった点から、八千人という数字は予算の根拠にはなっておりませんが、かといって、今の現実の数字が何か法律上問題があるような形の支出になっているかというところ、そういうわけではございません。

○今井委員 これだけ人数もふえ、予算を上回っているにもかかわらず、ずっと横置きにして、支出をそのまま共通費から出している。人数の管理もちゃんとしている様子はないですね。これではやりたい放題じゃないですか。

だから、十七台もバスが、どつと安倍晋三後援会の方が入ってこれるんじゃないんですか。このことに対して、誰も否定してくれないんですよ。私は、この場でそんなことはありまじと否定していただきたいんですが、誰も否定してくれない。否定できないんでしょうけれども。

じゃ、後援会の方を広くお呼びすることは、一般論でお伺いします。この開催要項の内容に抵触するかしらないか、どちらですか。

○大塚政府参考人 それぞれの方々個人個人としての功績、功労に着目をして、各省庁からの意見を伺っているところでございますので、今おっしゃる後援会云々ということにつきましてはどう考えるかということについては、ちよつとそうした切り口からのお答えは持ち合わせてございません。

○今井委員 それでは、政府として、この後援会というのが、桜の会の参加するこの要項に合致しているかどうか、正式な御見解をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○大塚政府参考人 繰り返しで恐縮でございますが、私ども、あくまでも功績、功労のあつた方々という点に着目いたしまして、各省庁の意見等を踏まえ御招待をしているものでございますので、後援会云々ということとは、その功績、功労云々ということとは直接は結びつかないものと考えております。

○今井委員 それでは、いろいろな議員の皆さんが、後援会の方と写真撮っている上げられているというの、これは不適切ですね。官房としてはどう思われますか。皆さんが、後援会の方を連れてきて写真を撮っているというのをいろいろところで公表しておられますけれども、これは適切な行為ですか。

○大塚政府参考人 今御紹介をされました投稿記事なり写真というものがちよつとどういうものか、私自身もよく承知しておりますが、一般論として申し上げれば、実際、桜を見る会に参加をされて、いろいろな方々と懇談をされ、そこでその一環として例えば写真を撮られるといったようなことは、それは一つの光景として想定されるものと考えております。

○今井委員 先週の日曜日の配付資料をあなたはごらんになっていないんですか。承知していませんと今おっしゃいましたけれども、あの配付資料はごらんになりましたか。

○大塚政府参考人 お答えいたします。先週金曜日の参議院予算委員会での田村議員から配付のあつた資料につきましては、拝見しております。

○今井委員 ほら、承知していらつしやるじゃないですか。なぜ承知してないとおっしゃるんです。拝見されているじゃないですか。どうして承知してないとおっしゃるんですか。

承知しているけれども点々ならいいですが、なぜ承知してないとおっしゃるんですか。

○大塚政府参考人 私の今手元の資料が間違いないければ、田村委員からの配付資料の中にありましたのは、萩生田文科大臣のたしか見聞録だと思ひますが、ちよつと済みません、先ほど先生が引用されましたものが、このものだったかどうかは、ちよつと正直。あと、写真ということ、ちよつとと私自身、ちよつと聞かしてしまつたものですか、そういう意味で、具体的にどのものを指しているのかはわからない。私も正直、そういったものを全て目を通してはいるわけではございませんので確たるものが申し上げられない以上は、やはりそれは、先ほどのような答弁になつたわけでございます。

○今井委員 そうしましたら、私が今手元に持っているのを全てお渡ししますから、それを受けて正式な見解をいただけますか。

○大塚政府参考人 いずれにいたしましても、先ほど申しましたように、実際に参加された方々が、中でいろいろな懇談をされる中で、例えば写真撮られるといったようなことは、これは十分あり得るものと考えております。

○今井委員 そうですね。だから、その中に後援会とかいろいろなことが、記述もありますので、それを渡しますから、先ほどの議論になりますけれども、後援会という位置づけについて、しつかり政府としての、後援会の方を参加させるということが政府として適切であるかどうかの見解をいただきたいと思ひます。

○大塚政府参考人 繰り返しで恐縮でございます。あくまでも私ども、功績、功労があつた方々

を各庁の意見も踏まえて幅広く招待することによってやっております、今のようなお尋ねにつきましても、私も、あくまでも功績、功勞への着目というところだということを繰り返してお答えすることになります。

○今井委員 なかなかガードがかたいんですけれども、委員長、ぜひこの点も、理事会で協議していただいて、正式な政府見解をいただきたいと思っております、よろしく願います。

○山口委員長 当委員会は地方創生に関するというふうなことで、きょうは大臣所信に対する質疑でありますので、そこら辺も踏まえて、一応、お話しすることは理事会で協議をいたします。

○今井委員 済みません、じゃ、総務省にきていただいておりますので、政治資金規正法でちよつとお伺いしたいんですけれども。

議員の事務所がパーティーを開いた場合、資金パーティーもありますけれども、通常の懇親会のようなパーティー、こういうものを議員の後援会が開催をした場合は、政治資金規正法上、収支報告書に掲載義務があるかどうか、教えてください。

○赤松政府参考人 お答え申し上げます。

総務省としては、個別の事案につきまして具体的な事実関係を承知する立場にございませんで、あくまで一般論としてのお答えということで御容赦願いたいと存じます。

政治資金法上の規定でございしますが、政治団体の会計責任者は、毎年十二月三十一日現在で、政治団体に係るその年の全ての収入、支出及び資産等の状況を記載した収支報告書を作成し、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならぬと規定されているところでございます。

○今井委員 ちよつとよくわからなかったんですが、後援会活動として、そういう会を催していれば、当然、収支報告書に載っていないといけないということだと思います。

もう一点ですが、これは確認はできてい

ません、証言があるだけですけれども、桜の会の前夜祭の会費が五千円だったという証言があるそうです。

私自身は確認しておりませんのでここで断定的なことは言えないんですけれども、当日の会食の食事をちよつと写真で見させていただきましたが、とても五千円でやれるようなものじゃないなというところで、仮に、これは、済みません、また個別の事案は答えられないと思っておりますけれども、飲食等で仮に政治家サイドが資金を負担しているということになると、これは公職選挙法上に抵触する可能性はありますね。

○赤松政府参考人 お答えを申し上げます。

まず、政治団体の収支報告書への記載ということにしましては、政治団体に係る収支であれば、それは記載していただく必要がございますし、収支でなければ当然記載する義務はないということができます。

二点目でございますが、寄附禁止にかかわるものでございしますが、公職選挙法上におきましては、寄附についての規定ということがございまして、金銭、物品、その他財産上の利益の供与又は交付、その供与、交付の約束で党費、会費、その他債務の履行としてなされる以外のものが寄附であるというふうな規定をされておるところでございまして、また、後援団体の寄附ということについて申し上げますと、法百九十九条の五、一項におきまして、当該選挙区内にある者に対して、一定の例外はあるわけでございますけれども、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならないと規定されておるところでございます。

いずれにしても、個別の事案が公職選挙法の規定に該当するか否かにつきましては、具体的事実に即して判断すべきものであると考えておるところでございます。

○今井委員 ありがとうございます。

これからこの点についても明らかにしていかなきゃいけないと思いますが、一連のことに安倍事

務所がどれぐらいかわつていたかということがポイントだと思いますので、その点についてこれから明らかにしていきたいと思っております。

あと五分です。

最後に、北村大臣にちよつとお伺いしたいんですが、先日の予算委員会ときに、国家戦略特区の決定プロセスの中で、分科会は物事を決める場所ではないというふうなお答えをされていましたが、その認識でよろしいですか。

○村上政府参考人 恐縮でございます。制度についてのお尋ねでございますので、御回答させていただきます。

分科会は、各区域会議が必要と定めたときに必要に応じ定められる、区域会議というのが区域計画の案もつくりますが、その案をつくる作業を補助するために各区域会議の判断でつくられる場合がある、こういう性格の会議でございます。

○今井委員 私は皆さんの席席を許可するとき、大臣に質問したことを答えられないという前提で許可しましたが、なぜ手を挙げられなかったか。ちよつと、今、ルール違反ですよ。そういう約束で、今やつたじゃないですか。

いや、まあいいです、済みません。

じゃ、ちよつとよろしいですか。今、そういう場ではないとおっしゃっていましたけれども、これは、実は安倍総理は、私が、もともとワーキンググループは決める場所だというふうな答弁されていたので、違うじゃないですかとおっしゃったから、ちよつと違ったんです。民間人が決めたことに変わりがなければいいから、その場が、この特区のワーキンググループではなくて、決めているのは分科会であり、分科会が決められているとおっしゃって、そして最終的に決められているのは、いわば諮問会議である。同じところで、北村大臣は、分科会が決定することにはなっていないと言っている。答弁、違うんですよ、総理と大臣が。

第二回というのが、議事録があります。加計学園のところですね。この議事録、読みますね。分科会です。

よろしいでしょうか。それでは、御意見がないようでございますので、ただいま各方面からいただきました御意見を踏まえまして、本日の分科会の結論といたしまして、獣医学部の新設については、学校法人加計学園を構成員として認めて、特定事業の実施主体として区域計画案に位置づけることに、また道の駅の設置者の民間活用として、この二つの事業について、次回の区域会議において審議を行うことといたしたいと思います。

分科会としては、加計学園に決めようというところで決議しています。獣医学部は加計学園でいきましよう、分科会で決議をしています。

大臣は、決める場所じゃないとおっしゃいましたけれども、実際は決めていますよ。間違っていないでしょうか。

○北村国務大臣 お答えいたします。

分科会は、各区域会議の下部組織として必要に応じて設けられるものであることは、御承知のとおりです。構成員は、区域会議同様、国、自治体、民間事業者であり、民間有識者はオブザーバーとして参加していても一切決定権は持たないというものであります。

以上です。

○今井委員 御自分で、全くとんちゃんかな答弁をされているの気がついていませんか。今、違う質問に対しての答弁を読まれていますよ。

もう一回、正しいやつを渡してやってください。

○北村国務大臣 お答えいたします。

重ねてで恐縮でありますけれども、分科会は、区域会議の迅速かつ適切な意思決定に資するよう、閣議決定された国家戦略特別区域基本方針に基づきまして、各区域会議の下部組織として必要に応じて設けられるものである。また、重ねて、分科会は、民間事業者、地方創生担当大臣、自治体

の長を構成員として、関係省庁やその推薦する専門家なども加わり、区域計画の迅速かつ適切な意思決定のために、その内容に関し事前に集中的な検討を行う役割を有しております。民間有識者はオブザーバーとして参加していても、先ほども申し上げましたように、一切決定権を持たない。以上です。

○山口委員長 質問時間を経過していますので、簡単に。

○今井委員 はい、終わりますけれども。

今も全然答弁違っていらつしやるし、ちよつとこれは今度また別の場でやりますけれども、質問に対してちゃんと答えられないような方が本大臣をやつていらつしやうていいのかと、私は今質疑をしていて本当に感じました。

この点については、今後しっかりと議論させていただきたいと思ひますので、よろしく願ひします。終わります。

○山口委員長 次に、白石洋一君。

○白石委員 立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの白石洋一です。

まず、地方での住居、建築物をどうつくっていくかということを質問したいと思ひます。

今、用途地域によって建築物制限があると思ひます。このことによつて町並み、景観の維持をしている。これは首肯できるものですけれども、その地方の町並みの中で、空き家、廃屋が一番望ましくないということ、逆に言えば、そういう状況の中で建築物、建物を建てる、ましてや、そこを使つて事業をしようとする、そういうところは大切にしたいかといかないんじゃないかなと私は思ふんです。

そんな中で、この建築物制限というのを見ると、住居地域、特に中高層の住居地域というのは非常に規制が厳しくて、こういったところを緩和してほしい、ここで事業をやるんだと、やる気がある方もいらつしやるんです。貴重な方々なんです。そういう方々の声に応えて建築物制限を緩

和していく必要も出てきているんじゃないか、時代の流れで。ここについて、国交省としての御所見はいかがでしようか。

○淡野政府参考人 お答え申し上げます。

建築基準法に基づく用途制限におきましては、地域における住居の環境の保護あるいは業務の利便の増進を図る観点から、市街地の類型に応じた建築規制を行つておりまして、地方公共団体が都市計画で定める用途地域に応じ、建築することのできる建築物の用途、規模等が定められているところでございます。

一方、用途制限上、原則として建築できない場合でありまして、地域の実情に応じまして、特別用途地区内における条例による用途制限の緩和でございますとか、良好な環境等を害するおそれがないと認められる場合の特定行政庁による特例許可などによりまして、いわゆる自治事務として地方公共団体の判断により建築を可能とすることができるとなつております。

○白石委員 自治体の事務として特例とかあるいは適用除外を認めることができるようになっていくということなんですけれども、地方の実情を見てみますと、そこに、地方でその分例外を認めていいよと言つても判断に苦慮する。さらには、やはり専門家、建築主事という方々も人数が限られていきますから、なかなか、やる気があつて申請しても認められないというのが実態です。

そこをどうやって、国としても、地方創生という観点、ましてや人口減少で空き家が出てくるというのを防ぐ観点からも、後押ししていく必要があると思ふんですけれども、その点で国交省はどのようにされていきますでしようか。

○淡野政府参考人 お答え申し上げます。

用途制限上、原則として建築できない場合でございますけれども、建築を可能とする特例許可の運用につきましても、まず、特例許可の実績について国が調査を行った結果を情報提供いたしますとともに、特定行政庁等による会議におきまして、国より、参考となる許可の事例を紹介させていただく

ことなどを通じまして、適切な運用に資する情報の提供、共有により、的確かつ円滑な運用を推進しているところでございます。

さらに、昨年の建築基準法改正により、これまでの許可の実績を踏まえまして、日常生活に必要な建築物であつて一定の基準に適合するものにつきましても、建築審査会の同意を経ることなく住居系の用途地域への立地を許可することが可能となり、手続の簡素化、迅速化が図られたところでございます。

国といたしましては、行政庁において用途制限の的確かつ円滑な運用がなされるよう、引き続き支援をしてまいりたいと思ひます。

○白石委員 国交省さんも努力しているということなんですけれども、今度、次に北村大臣にお伺ひします。

この観点から、つまり、地方で新たに、クリエイティブに、創造的にこんなことをやりたい、でも、今、建築制限があつてそれが認められない、こういったことを地方創生の担当大臣として、規制のあり方について、方向性についてお伺ひさせていただきます。

○北村国務大臣 お答えいたします。

人口減少や少子高齢化が全国的に進行する中で、地方創生の観点からも、委員御指摘のとおり、増加する空き家、空き地等について、時代の要請や地域の実情に応じて、よりふさわしい使い方を柔軟にできるようにすることが重要であると思ひます。

例えば、多くの住宅団地では、良好な住居環境を保全するため住居専用地域が指定されていますけれども、住宅団地の再生に向けて必要な生活利便施設など、多様な用途の導入が困難となつている場合が現実にあるようでございます。

そこで、今国会におきまして、住宅団地再生に必要な用途規制の緩和と手続の創設等を含む地域再生法の改正法案の御審議をお願いいたしてるところでございます。

このような取組を進めていくことにより、地域

や時代のニーズを捉えて、地方の魅力を一層向上させるように推進してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○白石委員 その方向でお願いします。

生活に必要な利便施設と。これはコンビニだけじゃありません。私のところに来ているのは、例えば洗濯代行サービス。コインランドリーのところでもやりたいとか、そういうクリエイティブな事業も出てきていますので、そういったことも酌み取れるようによろしく願ひします。

次は、高専です。

先ほども別の委員が質問されていましたけれども、この高等専門学校は、非常に地方にとつて貴重な教育機関なんです。これは、地場産業との連携をしながら研究をしていく、必要な人材を輩出する。そこで、工場のオペレーターとか、それだけじゃない、製造に関する開発、研究までもできる。最近、高専の中に、専攻科という更に一段進んだところも付加されてきています。

それが、お手元の配付資料にありますように、予算が減らされてきています。五十七高専があつて、そのうち国立が五十一、これは国立ですからその五十一の部分ですけれども、でも、推して知るべし、もう相当減らされてきて、若干、近年、五年、六年ぐらいは少しふえていますけれども、横ばいと言つていい。一番最後のところは、この棒は概算要求ベース、これが実際どうなるかというところが今の注目点です。

やはり、予算があつて、そこで教員の数が足りて、それをサポートする職員の数がいれば、それでこそ、働きやすく、ゆとりが多少でもあつて、よい教育、そしてその学問を社会に還元する学生が輩出されるということになると思ひます。

そこで、質問です。

国立高等専門学校の予算、教員数、あるいは、補助をしているその他公立や私立の高専の予算について、もう減少あるいは横ばいをやめて向上に転換するときだと思ふに思ふんです。実

際、この委員会でもやりました、きらりと光る地方大学、これは国立の地方大学ですけれども、一校当たり七億円で、十校、五年間コミット、その事業を継続しています。ということを考えれば、二年継続したら七百億なわけです。この国立高等専門学校の予算を見たら六百二十五億、それよりも下回るわけですね。もうこの予算を上げるときに考えていると思いますけれども、文科省のお考えを聞かせてください。

○森政府参考人 高等専門学校は、五年間の実践的技術者育成を行っておりまして、産業界などから高い評価を受けており、委員御指摘のように、地域産業を支える人材を育成する高等教育機関として、地方創生に貢献するものと考えております。

その高専の機能を支える基盤的経費である運営費交付金につきましては、独立行政法人化した平成十六年度予算に比べると約八十億円減少しているところがございますけれども、近年は、高専への期待の高まりとともに増加傾向にございます。運営費交付金は、高等専門学校の教育を支える教職員の人件費や特色ある教育研究の推進などに充てられており、高専が社会的要請に応えるため、必要な予算を確保することが重要であると考えております。

このため、来年度予算要求では、高等専門学校の機能の高度化、日本型高等専門学校の海外展開と国際化の一体的推進、技術者教育の基盤となる学習環境の整備、特に設備の整備ということがございますけれども、この三点を柱に、国立高等専門学校の運営費交付金について、昨年度比四十一億円増の六百六十七億円を要求しているところでございます。

文科科学省といたしましては、これらの支援を通じて、引き続き、高専のさらなる高度化に努めてまいりたいと考えております。

○白石委員 文科省さんは、当然この重要性を認識し、予算を要求している。それに對しまして、まさに今、予算編成に臨んでいらっしゃる財務省

の担当としてはいかがでしょうか。意気込みを聞かせてください。

○阪田政府参考人 お答え申し上げます。

国立高等専門学校は、一九六二年の制度発足以降、社会があるいは地方が必要とする実践的な技術者を養成する高等教育機関として、その重要な役割を果たしてきたものと、財務省としても理解をさせていたいております。

教育予算については、これまで、少子化が進む中であっても、予算の効率化や重点化を図りつつ、予算を適切に措置させていただいたところでございますが、独立行政法人国立高等専門学校機構に対する運営費交付金等においても、高専教育の高度化や国際化といった新たな課題への対応に必要な予算を措置してきたところでございます。

御質問のあった来年度予算編成でございますけれども、今ほど文科科学省からも答弁がございますように、その要求内容を私ども、今聞かせていただいているところでございます。内容をよく精査した上で、効率化、重点化、いろいろなことを含めながら、適切な予算が措置できるよう検討してまいりたいと思っております。

○白石委員 ぜひよろしく願います。

次は、四国の交通ネットワークです。

四国の交通ネットワーク、交通と広く捉えて、いろいろな交通手段があるんですけども、その中で、四国の地方をつなぐ鉄道網というのは必須だということは共通認識です。

その必須である鉄道網が今苦しい状況にある。四国の中では、路線、十八の中で、営業係数、つまり、百円を稼ぐために幾らの経費がかかるのかということがこの係数の意味なんですけれども、それでいうと、相当苦しい状況にはなっている。

そんな中で、国としても、この四国の交通ネットワークに必須の鉄道網を支える、その支援の仕方として経営安定基金というのがあって、その運用益によって支えている。ほかにもいろいろな設備投資とか税制上の優遇とかもあるんですけども、メーンがこれになっている。

ところが、これは、運用益というのは、景気がよくなったら運用益も上がる、鉄道の収入も上がる、でも、逆に逆になるということで、波が、サイクルが同じようにシンクロナイズする、同期してしまっているんですね。つまり、今、低金利時代ですから運用益も少ない、少子高齢化に加えて、今、景気も地方ではよくない、そのことで営業係数も悪いんだと思います。

質問です。支援策の来年度の改正に向けて、そろそろ、どういう策を講ずるべきか検討するときになつていきますけれども、国としての工程、考え方はどうなつていきますでしょうか。

○寺田政府参考人 お答えを申し上げます。

JR四国につきましては、地域の人口減少や高速道路等他の交通インフラの整備の進捗に伴いまして、その鉄道事業の経営が大変厳しい環境下に置かれてございます。

国土交通省といたしまして、このような状況に鑑み、これまで、経営安定基金の運用益の下支え、特別債券の設定による実質的な基金の積み増し、設備投資、修繕に対する支援等、累次にわたる支援を行ってきたところでございます。JR四国の設備投資等に対しましてこうした国の支援につきましては、国鉄清算事業団債務等処理法の規定がございますので、二〇二〇年度までという期限が付されてございます。

一方で、今後の四国の鉄道を含む公共交通ネットワークのあり方につきましては、現在、四国四県とJR九州が中心となつて検討を進められているところでございまして、地域ごとに、関係者が連携協力して公共交通機関の利便性向上や利用促進に取り組んでおられるものと承知しております。

こうした検討や取組の状況も踏まえつつ、国土交通省といたしまして、JR四国に対する今後の支援の必要性、それからそのあり方について、引き続きしっかりと検討してまいりたいと考えてございます。

○白石委員 しつかり検討そして支援の方をよろ

しく願います。

次ですけれども、今、時代としては、交通というのは、高速化、そして、いずれ自動化の時代になつてきている。日本全体を見てみたら、新幹線だけじゃない、もうリニアの時代にも入つてきているということですね。

地方のこの四国についても、やはり高速化、自動化の時代に乗っていかねばならない。そのことを、検討会議があつて、四国における鉄道ネットワークのあり方に関する懇談会などでもそれは議論されているんですけども、それを考え、将来の四国の交通ネットワークが高速化、自動化に乗りおけないようにするためには、どうしても新幹線というのが必要だということが結論になつてきております。

新幹線というものができるとは、基本計画、今現在ですけれども、それが整備計画に格上げされなければならぬ。その格上げというのが今不透明な状況で、どうなるんだというところなんです。

JR四国さんの経営、将来ビジョンを描くためにも、この新幹線、四国新幹線の有無というのがどうしてもわからない。ぼんやりしたままで、五里霧中のままで、運用改善とかそういったところに議論がとどまつている。将来どういう姿になるのか、それを描くためにも、新幹線というのが必要である。

そこに対して、今、国としてはどのように検討されているのか。お願いします。

○寺田政府参考人 四国における新幹線につきましては、四国新幹線及び四国横断新幹線が、全国新幹線鉄道整備法に基づきまして、ほかの九路線とともに基本計画路線に位置づけられてございます。

国におきましては、現在、整備新幹線でありまして北海道新幹線新函館北斗―札幌間、北陸新幹線金沢―敦賀間、九州新幹線武雄温泉―長崎間の三区間の整備を政府・与党申し合せに基づいて順次進めているところでございます。また、この三区間

以外にも、整備新幹線の未着工区間として、北陸新幹線の敦賀―新大阪間の整備などもございまして、課題として残されております。

新幹線につきましては、まず、この整備計画路線の確実な整備にめどを立てることが最優先の課題と考えております。

一方で、近年の整備新幹線の整備の進捗状況などを踏まえまして、各地域から、基本計画路線などの鉄道整備に関するさまざまな御要望をいただいているところでございます。

国土交通省におきましては、平成二十九年年度より、鉄道整備等基礎調査委託費を活用いたしまして、基本計画路線を含む幹線鉄道ネットワークなどのあり方に関する調査に取り組んでいるところでございます。

令和元年度予算におきましても引き続き所要の調査費が盛り込まれておりまして、国土交通省といたしましては、まずはこの調査にしっかりと取り組み、我が国における今後の幹線鉄道ネットワークなどのあり方について検討を行ってまいりたいと考えてございます。

○白石委員 今、基礎的調査で検討しているというところなんですけれども、これで、例えば単線による新幹線、こういったことも調査していただきたいです。もう少し大きく見たら、年間八百億程度の新幹線整備に対する予算、こういったことも見直さないと、もし新幹線が来るよということになっても、これから今おっしゃったように、整備しているものが全て終わるのを待ったら、もう三十年先になって、それまで、世の中は相当変わっていると思います。四国の状況も変わっている。そんな中で、時代の高速化、自動化の流れに取り残されてしまいかねないというところがあります。やはり、この予算のところも含めて新幹線というのを考えていただきたいというふうに思います。

ちょうど、質問通告はしていないんですけれども、大臣、新幹線の重要性ですね。長崎が地元と聞いておりますけれども、四国はないんです、日

本の中で。十河信二、新幹線の父という人が出た西条、ここにもないんです。新幹線の重要性、地方創生における重要性について、一言感想をいただければと思います。

○北村国務大臣 お答えいたします。

所管外ではございませんけれども、地方創生担当大臣としてせっかくお尋ねをいただきましたから、お答えをさせていただきます。

九州新幹線西九州ルートの整備を通じた地方創生に取り組み私ども関係県の者としては、大変、相乗効果等、期待するものが大きくございますので、委員が今申されますように、愛する四国、また、四国の国民の皆様方の将来に備えていく、まさに地方創生の根幹というべきものであろうかと認識をいたします。

ですから、ぜひ、力を合わせて、将来に希望を持って前向きに取り組んでいけるように、可能な後押しをさせていただきたいというふうに存じております。

○白石委員 地方創生の根幹ということで、前向きに取り組むという力強い御所見、ありがとうございます。

次に、同じ鉄道のことなんですけれども、今度、はバリアフリーについて質問したいと思っております。

配付資料でいったら三ページ目。障害者に対する合理的配慮だけじゃなくて、高齢者はふえています。高齢者がふえて、鉄道が必須の交通手段。そこで、階段というのが非常に負担になっているんです。バリアフリー化というのを進めたいかというけない。

その中でも、特にやはり優先順位を決めていく上では、お手元にあるように、特急がとまるところはエレベーターを設置すべきじゃないかなと、それがされていないのが、川之江駅、伊予三島駅、そして壬生川駅というところがあります。

これは、地域の要望、地域の負担、地元負担、そして事業者の負担、この二つも必須のところであらうかと思っておりますけれども、国の補助の基準として、一日の乗降客数が三千人というところが一

つのめどと。もちろんそれは、口伝えといいますが、書かれたものではないんですけれども、そういったことであります。この川之江、伊予三島駅というのは、それに少し足りない。

ただ、駅の構造というものもあると思うんですね。つまり、普通の駅の構造というのは、上りか下りか、どちらかはそのまま乗れて、逆の方の下りか上りかについては、階段を上がっておりて乗るとというのが普通の構造です。

ただ、この川之江、伊予三島駅のように、上りも下りも両方階段を上らないといけないわけなんです。こういった駅に対しては、補助の一つのめどである三千人が二分の一になるんじゃないかなというふうに私は思うんです。

そこで、国交省さんに質問ですけれども、バリアフリーを進める上で、駅の構造も考慮して、地元事業者がここにエレベーターを設置するというふうな決めた場合、その補助の基準としてもそこは柔軟にやっていた方がいいんですけれども、いかがでしょうか。

○寺田政府参考人 お答えを申し上げます。鉄道駅のバリアフリー化の推進につきまして、は大変重要な課題であるというふうに認識をしております。

具体的な施策といたしましては、バリアフリー化に際しての補助を行ってございますが、バリアフリー法の基本方針、それから交通政策基本計画の中で、二〇二〇年度までに、一日当たりの利用者数が三千人以上の駅については原則全てバリアフリー化を達成するという目標が定められていることから、これを踏まえまして、先ほど委員から御指摘がございましたけれども、三千人以上の駅を優先して補助を実施するという運用をしてございます。

一方で、利用者数が三千人未満の駅につきましても、地域の実情に鑑み、高齢者、障害者などの利用の実態等を踏まえまして、バリアフリー化を可能な限り実施することとしてございます。地元関係者間での調整なども経た上で、予算の範囲内

で、必要に応じて支援を行っているところでございます。

国土交通省といたしましては、引き続き、自治体や鉄道事業者などと連携をしながら、鉄道駅のバリアフリー化の推進に努めてまいりたいと考えてございます。

○白石委員 地域の実情という中に、駅の構造も踏まえて、地域が決意した場合は応援の方をよろしく願います。

次に、水源の森林が外国人に買われているかということをお聞きします。特に私のところは、水の都西条とか、あるいは地下水が豊富で、それが工業用水に使われている。あるいは紙パルプではもう本当に水を使う。本当に水に敏感な地域なんです。そこでよく聞かれるのが、水源地在外国人に買われて、もしそこが買い占められてしまつたら、その下流にある我々が利用している水というのもおかしくなるんじゃないか、そういう不安がよく寄せられます。

そこで、質問です。水源を含む山林が外国人によって買われている、あるいは所有されていることについての把握を、国としてどういうふうになされているんですか。

○小坂政府参考人 お答え申し上げます。外国資本による森林買収の状況につきまして、森林法に基づく届出情報などを参考に、都道府県を通じて、平成二十二年以降毎年調査を行っております。

直近の平成三十年の実績は、届出の居住地が海外となつて外国人又は外国法人と思われる者による取得として三千件三百七十三ヘクタールの森林買収を把握しており、また、調査開始以降、最初の平成二十二年調査では平成十八年までの累計では二千七百七十六ヘクタールとなっております。

また、居住地は国内であります。海外資本による出資や、外国人の役員の比率が過半数以上を占

めるいわゆる外国系企業と思われる者の取得として、平成三十年に四十三件三百五十八ヘクタール、森林買収を把握しており、同じく累計では四千七百十一ヘクタールとなっております。

これらの取得された件数の多い都道府県は北海道であり、取得目的は資産保有、別荘用地等が多くなっている、そういった結果となっているところでございます。

○白石委員 国としても把握していて、それを毎年発表していると。配付資料でも、これは林野庁さんのホームページから出しているもので、一般の方も見られるということですね。

それを見れば、一番上のところで、法人で中国(香港)で二十一ヘクタール。これは結構大きいなというふうに思うんですけども、それ以外を見たら、別荘地というその説明も成り立つのかなというところでもあります。

しかし、これは年間累積していたら相当な面積にもなると思いますし、二番目の質問ですけれども、抜け落ちの可能性ですね。全て本当に把握しているのか。例えばダミーであるとかそういうものを使わないか、あるいは届出をやっていないという可能性はあるんじゃないか、こう勤ぐたりするんですけども、この点については、政府の認識はいかがでしょう。

○小坂政府参考人 お答え申し上げます。

外国資本による森林買収の状況につきまして、調査開始当初は、国土利用計画法に基づく届出、こういった情報を参考に把握していたところでございますが、この届出は一定面積以上ということで、全ての土地の売買を把握していたものではございませんでした。

こうした中、平成二十三年の森林法改正におきまして、面積にかかわらず、新たに森林の土地の所有者になった者に対する市町村長への届出制度が措置されたことから、現在は、全ての森林の移動については把握は可能になったのかなというふうに考えているところでございます。

さらに、今年度から、市町村が林地台帳という

ものを用意するようにいたしました。そういう林地台帳のデータと突合することによって、例えば無届けであるとか、そういったこともチェックできるようなことは必要な範囲でできるかなというふうに考えているところでございます。

○白石委員 本日に抜けがないか、いろいろな情報から収集して、目を光らせていただきたいと思います。うふうに思います。

次の質問は、三番と四番をちよつとまとめて質問させていただきます。

所有については先ほどのお話で。所有した後、その利用についての制限に関しての法規制があるのか、そして、その法規制によって利用方法を許可としたといったようなことはあるのかについてお聞かせください。

○小坂政府参考人 お答え申し上げます。

農林水産省におきましては、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させていくため、森林法に基づき、森林の利用に対して、開発行為や伐採の規制措置を講じているところでございます。

具体的には、水源涵養等の目的を達成する上で非常に重要な森林、これにつきましては保安林に指定し、森林として維持することを基本として、伐採や転用の制限を課しているところでございます。

また、保安林以外の森林におきましても、一ヘクタールを超える開発を対象に林地開発許可制度が措置されているほか、一ヘクタール以下の森林の開発等についても伐採届出の義務づけがなされているところでございます。

このような制度の運用におきまして、法令や許可基準等に基づき、場合によっては保安林の解除、そういう措置であるとか、林地開発許可に当たって条件を付与するとか、さらには監督処分を行うとか、そういうことが行われているところでございます。

切な利用や保全を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○白石委員 最後の質問です。点字ブロックのメンテナンスについてお伺いします。

点字ブロックというのは、障害者の方にとって外出するときに大事な命綱でありますけれども、その施工の不備であるとか、あるいは、やはり最近大雨とかが多いです。普通の道路であつてもだんだんそれが壊れてくる、点字ブロックも壊れてくる。その維持管理に不備があつた場合は、利用者さんが、障害者さんとかその御家族がその都度連絡して補修してもらつてゐる。国道が県道が私道かわからない中で、試行錯誤しながら連絡し、補修してもらつてゐる、そういう状況です。

質問です。

このような問題に対して網羅的に対処するため、全国的に一斉点検をしていただけないか。法的な根拠もバリアフリー法にあるはずで、優先順位を決めて一斉点検していただけないか。そして、それによって、対応した後、定期的にそういう点検をするというサイクルをつくっていただけないかと思うんですけども、いかがでしょう。

○長橋政府参考人 点字ブロックの点検についてのお尋ねでございます。お答え申し上げます。

国が管理している国道では、通常、日常業務の中で道路巡回しておりますけれども、そういった中で、道路に異状があるかどうかというのは認識していること、お尋ねのような点字ブロックのようなケースにも対応するためには、年に一回程度は、実際、管理区間を歩いて網羅的に見てチェックをするということを実施して、その中で、点字ブロックの破損等があれば把握していくということを行つてございます。

地方公共団体が管理する道路についても、先生の御指摘もありましたので、愛媛県等にもちよつと確認はしましたけれども、それぞれやはり道路管理者として、同様に適切な管理に努めているというふうに伺つております。

そう認識をしておりますけれども、委員御指摘のようなことがあります。確かに、日常的に破損しているような場合に、利用者に御不便をかけるとか使えないということもございまして、点字ブロックの点検を含めて、道路の適切な維持管理の重要性というのを改めて認識したということでございます。

それで、国交省としては、国の管理する道路についても適切に維持管理を再度徹底するようにしたいと思ひますし、地方公共団体に対しまして、いろいろな会議とかあらゆる場を通じまして、道路の維持管理を適正に行うべきよう、今回のような御指摘も踏まえて働きかけを行つてまいりたいというふうに考えてございます。

○白石委員 ぜひ働きかけをよろしくお願いいたします。

終わります。ありがとうございました。

○山口委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でございます。

私も、所信に対する質疑に入る前に、一言、桜を見る会について発言をしたいと思うんです。実は、この桜を見る会に行きますと、お土産にお酒を飲むのをもらえらるんです。升酒の升ですね。この升がインターネットの出品、購入サイト、メルカリに多数出店されておまして、大体千円から千五百円ぐらいで売られているんですよ。胸につける招待客のリボンとセットであると二千五百円から三千ぐらいで売られている。その中で一番高価なものが、何と、片山さつき前地方創生担当大臣の名刺なんですよ。この名刺の出品者は、二〇一九年、安倍晋三総理大臣主催の桜を見る会で片山さつき政調会長代理本人より直接いただいたものですということで、値段が何と、一枚一万三千五百円。まだ売れ残つております。

この升がネットで売買されているということは、これは金品の提供にも当たるといふこと、これは疑いで辞任をする、その中で、税金を使った

後援会活動ではないかということが今疑われておりますので、やはりしっかりと調査していくということが大事だと思いますし、私たち野党そろって結束して追及をしていきたいというふうに思います。

国民の皆さんが怒っておられるのは、この桜を見る会の予算や招待人数はふえているのに、一方で消費税の増税が強行されたことだというふうに思うんですね。

きょうは、この消費税の引上げやあるいはポイント還元への導入が、いわゆる地方のとりわけ過疎地の方々にどのような影響を与えているのかということについて、北村誠吾大臣と議論をしたいというふうに思います。

まち・ひと・しごと創生基本方針二〇一九では、人口減少や高齢化が著しい中山間地域等についての言及がございます。ここでは、地方の山間地域や離島なども地域再生の対象として集落生活圏維持政策を実施するとしています。

しかし、十月からの消費税増税によりまして、実は地方には大きな矛盾と混乱をもたらしていると言わなければなりません。これはキャッシュレス決済によるポイント還元についてなんです。

現在、毎日十億円規模でポイント還元が行われているということなんです、ここからが大事、地方では使えない、高齢者では複雑過ぎてよくわからない、結局金持ち優遇で不公平じゃないか、こういう声がこのポイント還元導入前から上がっていたわけなんです。

実は、ことし三月五日の参議院予算委員会でも世耕弘成前々経済産業担当大臣は、地方切捨て、高齢者切捨てとの批判に対して、地方とか高齢者が対象外だということは、これは当たらないというふうにしつかり述べておられるんですね。電子マネーカードについては地方のスーパーでも今普及が急速に進んでいる、地方切捨てではない、高齢者置いてきぼりではない、こういうふうに述べておられるんです。

北村大臣にお伺いしますが、今回の消費税導入

に伴うキャッシュレス決済によるポイント還元事業、これは地方や高齢者の皆さんにとって本当に切捨て政策ではないというふうにお考えでしょうか。

○北村国務大臣 お答えいたします。

キャッシュレス決済に伴うポイント還元制度については、経済産業省で適切に対応するものと心得ておりますので、いずれにしても、地方創生を所管する私といたしましては、現場の声をしっかりと伺いながら、地方創生の実現に資するよう全力で取り組んでまいりますとお答えします。

○清水委員 実は、昨年十月十六日に、当時の片山さつき地方創生担当大臣がこのキャッシュレスの問題について発言されているんです、記者会見で。

何とおっしゃっているかといいますと、一、二年の間にどれだけキャッシュレスが浸透するかということになる、浸透し切れない部分にも温かみが行くような対策をとらなければならぬ、こう述べまして、いわゆるキャッシュレス決済が進んでいない地域、地方ですね、それから消費者、こういった方々への支援が必要だ、こう述べておられるんですね。ですから、決して所管と関係ないということではないと思うんです。

そこで、経産省にまず確認させていただきたいと思えます。

十一月一日時点でポイント還元制度が使える加盟店の登録数が一件もない自治体、いわゆるその自治体の中でポイント還元できる店がゼロ、その自治体が幾つあるか、あるいは一店舗だけありますよという地方公共団体、自治体が幾つあるか、それから、ポイント還元できる店はあることはあるんだが、一軒台、十店舗に満たないという自治体数はそれぞれ幾らあるか、教えてください。

○島田政府参考人 お答えをいたします。

十一月一日の時点で、全国千七百八十八市町村のうち、加盟店の登録数がゼロの自治体は七自治体でございます。また、一店舗となっております自治

体は全部で十自治体、それから、九店舗以下、一軒台の自治体は百五十四自治体ということになってございます。

○清水委員 資料の一をごらんください、配付資料の一番を。

今答弁いただいたように、ポイント還元事業がその自治体の中に一軒も利用するお店がないという自治体が七つある。読み上げます。東京都青ヶ島村、新潟県粟島浦村、和歌山県の北山村、高知県の大川村、鹿児島県の三島村、鹿児島県の十島村、そして沖縄県の渡名喜村、これらは住んでいる地域に一軒もポイント還元ができる店がないんですね。しかも、一軒しかないという自治体が百五十四ということですから、全自治体の約一割で、このように、いつでもどこでも使えるというような制度に今なっていないということなんです。

都会に住む人たちは、あちこちにコンビニとかスーパーがありますから、いつでもポイント還元の恩恵を受けることができるわけですが、地方に住む人にとっては、こうした事業の恩恵を受けることができないわけですよ。そういう点で、やはり、最初に、私、片山さつき前地方創生担当大臣が、行き届いていないところにも温かみのある対策をやらなきゃならないということを前もって懸念されていたわけですし、地方切捨てでない、高齢者切捨てでないとおっしゃるんですけれども、実際、この資料を見ていただいたら、地方や高齢者がやはり恩恵を今のところ受けていない制度だということは認めざるを得ないんじゃないでしょうか、大臣。

○北村国務大臣 お答えします。

キャッシュレス決済に伴うポイント還元制度については、先ほども申しますように、経済産業省で所管していただいておりますから適切に対応するものと心得ますけれども、私としては、地方創生を所管する大臣として、現場の声を聞きながら地方創生の実現を図る、これに全力を尽くさないかぬと考えております。そういうことで、取り組

んでまいるということを御理解いただければと思います。

○清水委員 現場の声を聞いていただくという答弁は大切なことだと思うんです。

ただ、私がここで指摘しているのは、今、キャッシュレス決済によるポイント還元事業が、やはり都市部と地方で受ける恩恵が違うんじゃないですかという問題提起なんです。それを具体的にあらわすために、経産省にも来ていただいて、このポイント還元の使える自治体がどれだけあるのか、使えない自治体がどれだけあるのかという事実を紹介したわけですよ。

ですから、もちろん声を聞いていただくことは大事ですが、やはり、このことはちよつとこだわりたいのは、少なくとも現時点では、都市部の方々に対して、地方に住んでおられる方々でいうと、だつて住んでいるところにポイント還元を使えるところがないんですから、そういう点では不公平になっているんじゃないか、ここの認識だけ、ちよつと原稿を置いて、大臣の所見をお伺いしたいと思うんです。

だつて、大臣は所信で、それぞれの地域で住みよい環境を確保する、こういうふうに所信で述べられたわけですから、ポイント還元を使えない、お店もない、そういうところにはちゃんと温かみのある政策をしないとけない、今は不公平になっている、その認識がなければならぬと思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○北村国務大臣 お答えします。

ポイント還元の加盟店登録が全国津々浦々に広がるよう、今後は、まず個別周知、勧誘、そういうことによって加盟店が拡大していくように、さらに、チラシ、ポスター配布や全国各地でのキャッシュレスの使い方の講座を開催する、わかりやすい動画の配信を行う。また、キャッシュレス決済になじみのない方々へ周知できるように、より多くの方々に参加いただけるように取り組んでまいります。経済産業省ともどもに、力を合わせてやっていくことであります。

○清水委員 やはり現場の実態ということを、北村大臣、ぜひリアルにつかんでいただきたい。

紹介したいんですけれども、私の選挙区、近畿ブロック、二府四県なんですが、百九十八の自治体がございます。ポイント還元事業に加盟しているお店が一桁台というのが十八自治体あるんですね、近畿ブロックの中にも。それで、私は、加盟店がゼロという北山村周辺の和歌山県、それから奈良県、この山間地域を調査してまいりました。

どの地域でも共通するのが、とにかくそこは、使える自治体がありませんから、ポイント還元を使える隣のスーパーへ行くまでは車で三十分、四十分以上かかるんですよ。運転免許のないお年寄りにとっては隣町まで行くことができませんし、バスに乗るといふのであれば、一日に二、三便、一時間以上かかるわけですよ。ポイント還元を受けるのにバス賃を払わないといけない。もちろん、村の中にはセブンイレブンなどの大手コンビニは一つもありません。小さな雑貨屋が移動販売があるだけなんです。

北山村で雑貨店を営んでいる年配の女性に話を聞きました。スマホは使わない、ポイント還元はよくわからない、消費税の増税の負担だけが押しつけられて地域は大変だ、こういうふうにおっしゃっておられたわけですよ。

大臣、先ほど現場の声をしっかりと聞きたいというふうにおっしゃっておられましたので、こういう本当にポイント還元が使えないという自治体に實際足を運んで現場をごらんになられませんか。何でしたら、私、招待しますので。ぜひ、その気持ちだけで、まずここで確認したい。

○北村国務大臣 今後、委員のお勧めもございまして、お時間をいただいて、まず第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略、この策定に当たらないければなりませんから、スーパーシティー構想の実現に向けた制度整備等を進めるに当たってはまさに地域の実情をしっかりと把握することが大事であり、視察先についても、そうした地方創生の取組の強化を図る上で参考となる事例をしっかりと見

てまいりますということで取り組むということをお約束したいと思います。

○清水委員 最後に、配付資料の二を見ていただきたいんですけど、これは都道府県別一人当たりの県民所得の数字なんです。見ますと、やはり都会の方は高いんですよ。東京都が五百三十七万八千円、一人当たりの所得ですね。愛知県は三百六十七万七千円なんです。北村誠吾大臣の地元の長崎県は二百三十八万八千円。非常に都会と地方とでは県民所得に差が大きいんですよ。このことは御存じだということに思います。

配付資料の三枚目を見てください。これは私の事務所で作成したものでありますが、いわゆる収入に対する消費税の負担割合のグラフをつくってまいりました。例えば、年収二百万円から二百五十万円の収入のある方の消費税の負担割合は六・五%なんです。年収が一千五百万円を超える、こういう方々の消費税の負担割合は二・〇%、非常に低いんです。収入のほとんどを生活費に回さなければならぬ低所得者と違って、高額所得者の方々は貯蓄や投資に回せますので、消費税の負担は非常に軽くなるんです。

つまり、私が何を言いたいかというと、今度の消費税というのは逆進性があるわけですから、とりわけ県民所得の低い傾向にある地方に対して大きな負担を押しつけたということになった、こういう認識をお持ちではありませんか。

○山口委員長 北村国務大臣、時間が過ぎていきますので、簡潔に。

○北村国務大臣 お答えいたします。今般の消費税率の引上げは、少子高齢化社会における社会保障の安定財源を確保するために国民が広く分かち合うことの観点から必要なのである、一部の国民に負担を求めるといふものではございません。

また、今回の引上げに当たっては、まず軽減税率制度を実施する、さらに幼児教育、保育の無償化を図る、そしてプレミアムつき商品券、これの実現など、経済への影響に対するものに十分な対

策が講じられていると承知いたしております。以上です。

○清水委員 もう終わりますが、広く分かち合っているというんじやなくて、やはり高額所得者はそれほど分かち合っていない、消費税の逆進性について、私、証明しましたので、そのことを指摘した上で、今回の質疑で明らかになったのは、消費税の増税に伴うキャッシュレス決済のポイント還元事業においては、やはり地方、高齢者が置いてきぼりになっている非常に不公平な制度である、そして、県民所得の低い地方へさらなる痛みを押しつけたということだと思っております。

ぜひ、低迷する景気と暮らしを立て直すためにも、政府として消費税を緊急に5%に戻すことを強く求め、そして、足を運んでいただきたい、このことを強く求めて、質問を終わります。

○山口委員長 次に、藤田文武君。

○藤田委員 日本維新の会の藤田文武でございます。

地方創生委員会は初めての質問になりますので、これからどうぞよろしくお願ひいたします。冒頭、桜を見る会のこと話題になったんですが、私も、はやりにも乗って一言申し上げたいんですけれども、この問題は、古今東西ある問題で、権力者の周辺の方が貴重な場に便宜を図って行かせてもらったかのようなことを言われている話ですけども、これをこの委員会では、他党の先生、質問時間のほとんどを使われてやられたことにしまして、私は余り賛同できないなというふう

に思っています。これは問題としては、野党も政権時代に同じことがあったと違うかということも言われていますから、こういう泥仕合はちよつとやめてほしいなというふうなことが一つあります。

しかし一方で、改革を進める際には、このネットの時代ですから、なかなか後ろ暗いことというのはもう認められない時代になってしまっていて、大阪では、うちの橋下徹前代表が外形的公平性というのをよく言っていました。

これは本当に気をつけなさいということを我々は教えると言われているんですけども、この委員会は、今回、スーパーシティー法案、先送りになりました、次の常会に出てくる予定というふうになっていきますけれども、非常に重要な法案で、これは紛糾する可能性もございまして、ある種の清廉潔白さと外形的公平性が求められますし、それによつて足踏みするようなことが議論の中であることは、私は非常に国会議員の一員として心苦しいことだと思っておりますので、ぜひともその旗振り役の北村大臣にはそれを胸にとどめていただきまして、ラグビーがお好きということでお聞きいたしますので、私もラグビー出身ですので、地方創生の委員会でも質問させていただくことを本心に喜ばしく思いますが、させていただけます。よろしくお願ひいたします。

それでは、所信に対して端的に質問させていただきます。

所信の中で、東京圏への人口の過度の集中の是正というのが挙げられていて、ここには政策を総動員してやっていくという決意が語られております。この東京圏への人口集中の是正ということ、東京圏への一極集中は、ありとあらゆる政策に波及して、日本のこれからの将来像を考える上で一番の課題と言つても過言ではないというふう

に思っています。私は、地方に人口を逆流させるような、それぐらいの勢いの政策を打つべきだというふう

に思っています。まず一点目は、若者についてちよつと焦点を絞つて質問したいと思つてます。IUJターンに代表されるように、移住という側面から政策の方は細々、助成金であるとかいろいろ出てきておりますけれども、加えて、地元で生まれ育った若者が地方、地元に残れるようなインセンティブをやはり働かせていかないといけないというふう

に思っています。これについての取組や見解をひとつ教えていただきたいのと、ちよつと、時間があるので質問通告させてもらったものをまとめて質問させてもら

いますが、教育の無償化というのが、今回、幼児教育は進みました。次に高等教育、つまり大学等の無償化は我々維新の会も強く推進したいというふうに思っております。大阪では、府大、市大の無償化に向けて動きが進んでおるわけでござい

ます。しかしながら、これは一方で、教育機会の平等を考えたときに、私はもう大賛成で推進すべきと思いますが、力学として、大学が集中している東京圏又は大阪、そういった都心部に人口が集中することを加速させる可能性もあります。これは、人口集中の観点からと教育の機会平等の観点で、この二つの政策的ジレンマも一つござい

ます。そこで、高卒人材とか、大学進学率はそもそも五〇％台ですから、半分弱の方々に限ってはそもそも大学に今現在でも行かないわけですから、高卒人材、専門学校人材にも、やはり雇用しやすいインセンティブ、又はそれをブランド化するようなインセンティブを考えるべきだとも考えます。

このように、若者を取り巻く、東京へ向かう、東京圏へ向かう力学というのは働いているわけですから、このあたり、総括的に御答弁いただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

○北村国務大臣 お答えいたします。

広範囲にわたってまともにお尋ねをいたしましたから、委員の質問の趣旨にお答えできるように努力したいというふうに思いますが、何せ非力でありますので、御理解いただければというふうに思います。

お言葉、御質問のとおり、地方創生の実現には、いろいろな観点からの見方や考え方があろうかと思いますが、特に、委員が先ほど質問の中で御指摘のとおり、若者に視点を置いて考えていくということは大変大事なことであろうというふうに私も存じます。

そういったことから、高等学校までの段階で将来地域を支えることのできる人材を育てるという観点から、地域を知り、地域に愛着を持つ機会をつくり出すために、ふるさと教育などに力を入れ

て取り組んでいこうということも現に行われております。

また一方で、東京から地方へのＵＩＪターンによる起業や就職、就業を支援するだけでなく、地域に安定した雇用をつくるための施策として、例えば、地域未来投資促進法や、設備投資あるいはＩＴ導入支援等による地域企業の生産性向上にも取り組んでおります。

いずれにしても、高等学校までの段階で将来地域を支えることのできる人材を育てようという観点から、重ねて、地域を知り、地域に愛着を持つ機会をつくり出すために、ふるさと教育に取り組んでまいっておりますのであります。

特に、現在策定中の第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略では、これらの取組をしつかりと踏まえて、地域の魅力を高めるための施策に一層取り組んでまいりたいというふうに考えておるところであります。よろしくお願ひします。

○藤田委員 ありがとうございます。

時間がないので、次に進ませてもらいます。

次は、高齢者について、これは、ちまたでは少し記事なんかにも出てきたり、専門家なんかも指摘して予測しているところではあるんですけども、高齢者が、高齢者になってから東京圏に移住するということケースが出てきています、ちよつと

考えてみると確かにと思うんですけども、両親が田舎におられて、例えば片方が亡くなられて一人になった、そのときに、都会にいる子供が、都会に若くして就職して、家を買って、都会に永住している子供が、それやったら、お父ちゃん、お母ちゃん、こっちに来なさいよという形で、近

居、同居を勧めていく。こういうことで、東京には福祉のインフラが今後足りなくなってくるというふうなことも言われておりますけれども、東京圏への移住及び固定化

というのが進むと、もちろん地方経済もシユリンクしていくのは間違いないですし、東京の高齢化という問題は、ありとあらゆる福祉、私は厚生労働委員会なんですけれども、厚生労働分野にも非

常にダメージを与えていく問題というふうに思っております。

この点について、ちよつとレクのときに話をし、実際のこれが如実に、ここ数年、統計データで有意差があるぐらいあらわれているかという、そうまでもないというふうにはお聞きしたんですけども、これは、今後、論理的に考えると、ふえていくんじゃないかなというふうに思いますが、このあたり、御見解と対応策についていただけたらと思います。

○北村国務大臣 お答えをさせていただきます。委員の御質問、若者、そして高齢者、非常に、それが切れたものじゃなくてつながっていく、関連する、連携する形で事を考え、いろいろな問題を解明していこうという思考のありようということには敬服いたします。

そこで、高齢者が安心して暮らし、活気あふれる地域づくりを進めていくためには、高齢者を始め女性、そして障害者、そしてまた誰もが居場所と役割を持ち、活躍のできる地域社会を実現するということが大切だろうと思っております。

こういう地域社会の実現を図るためには、高齢者があらゆる世代と交流し、つながりを持ち、支え合うコミュニティを形成する生涯活躍のまちの推進を図るとともに、誰もが住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるように、医療、介護、そして予防、また住まい、さらに生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステム、これらを構築していくべく、現在、努力している最中である、取り組み中であるということ

を申し上げておきたいと思ひます。もちろん、今後とも、関係省庁と連携をして、健康でアクティブな生活を送り、万が一介護が必要になっても適切な支援がタイムリーに受けられるように、安心して暮らし続けることができる地域社会づくりを重ねて目指し、次期総合戦略策定の中でしっかりと取り組んでまいろうと考えております。

以上です。

○藤田委員 ありがとうございます。

所信に対する大きな質問に対してです。で、具体例としてはなかなか答えにくいところではあると思ひますけれども、今後、このような問題意識で地方創生の旗振りをやっていたらと思ひます。

それから、最後に一問だけ。

所信の中で、最後に道州制についての記述がござい

ます。これは、聞いてみると、大臣所信には毎回入っていて、落とさずにずっと入れている、そういう経緯もあるというふう

に聞いています。私も、この道州制に関しては、いろいろ盛り上がった下火になったという経緯がある中で、今はもう全然進める気がないというふう

に感じてしまひます。というのも、政府でも、ビジョン懇談会の提言なんかも、かなり昔に出されたものを引っ張ってこないと出てこないし、それから与党自民党の中でも、道州制推進本部というの

はもう去年に廃止されているというふうにお聞きしていますから、これは、所信に書くというのは、私は重く受けとめたいと思ひますが、全く進む方向性はないんじゃないかなと思ひます

に思ひます。これに関して、前向きな発言をしていただいたわけですから、今後政府として、具体的にどのような形で、この大きな議論を進めていくお考えがあるのかないのか、お答えいただけたらと思ひます。

○北村国務大臣 お答えします。

道州制は、国家の統治機能を集約、強化するとともに、住民に身近な行政はできる限り地方が担う、そのことによつて地域経済の活性化や行政の効率化を実現するための手段の一つであり、国と地方のあり方を根底から見直す大きな改革であると認識します。

このような大きな改革であることから、その検討に当たっては、地方の声を十分に聞きながら、国民的な議論を行い、丁寧に進めていくことが重

要であると考えております。これまでも与党におきまして道州制に関しては検討がなされてきており、政府としても連携しつつ取り組んでまいっていることでもあります。

委員の御指摘にありますが、自民党の道州制推進本部については、総裁直属機関の見直しの一環として廃止されたものと私は承知しております。

いずれにせよ、道州制は国と地方のあり方を根底から見直す大きな改革であることから、その検討に当たっては、地方の声を十分に聞きながら、国民的な議論を行いつつ、丁寧に進めていくことが大変重要であると認識しております。

以上です。

○藤田委員 時間なので終わりますが、道州制にしても、また次の国会に出てくるであろうスーパーステーパー法案にしても、大きな旗振り、パワーが必要なのだと思います。政治の役割というのはそういうところにあると思っております。微修正は事務方でもできますから、やはり政治家が、我々が考えないといけないのは、新しい時代の新しい社会像というものにはどのようなものが必要なのかという視点から、ぜひ、これは書くだけじゃなく具体的に、例えば会議を設置するであるとか、そういうことをやっていただきたいと、地方分権を推進する日本維新の会、大阪維新の会の立場から、一議員としても強く求めたいと思います。

きょうはありがとうございました。

○山口委員長 次に、第百九十八回国会、内閣提出、地域再生法の一部を改正する法律案及び本日付託になりました内閣提出、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。北村国務大臣。

地域再生法の一部を改正する法律案
構造改革特別区域法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○北村国務大臣 お時間を頂戴し、ありがとうございます。

地域再生法の一部を改正する法律案及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案の二法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

初めに、このたび政府から提出いたしました地域再生法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国は、二〇〇八年をピークとして人口減少局面に入っております。二〇四〇年には総人口が一億一千万人程度まで減少すると見込まれております。また、二〇一八年の高齢化率は過去最高の二八・一％を記録しており、高齢者人口は、二〇四〇年ごろにピークを迎えるの見込まれるなど、急速に人口減少と高齢化が進んでおります。

こうした中で、高度経済成長期を中心に集中的に整備された住宅や公共施設などの既存ストックについて、地域の特性に即した再編や活用を図り、人口減少社会に対応した、安心して住み続けられる魅力的なまちづくりを推進することが喫緊の課題となっております。また、U・I・J・ターンによる起業・就業者創出のための支援にあわせて、移住先の魅力ある環境の整備を進めることなど、地方への新しい人の流れを大きくすることも重要です。

この法律案は、このような状況を踏まえ、人口減少社会に対応した既存ストックの活用による多世代共生型の町の形成を図り、地方の魅力を向上させることを目的とするものです。そのため、居住者の高齢化等の課題を抱える住宅団地について、高齢者や女性を含めた多様な住民が安心して住み、働き、交流できる場として再生を図る地域住宅団地再生事業、そして、空き家とこれに付随する農地、いわゆる農地つき空き家等を活用した

移住促進の取組を推進する既存住宅活用農村地域等移住促進事業、そして、民間の資金等を活用した公的不動産の有効活用の取組等を支援する民間資金等活用公共施設等整備事業を創設することといたしております。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、次の措置を追加することとしております。

第一に、地域住宅団地再生事業に対する建築物の建築等の許可、介護保険の事業者の指定及び道路運送事業の許可等の手続の特例等を追加することとしております。

第二に、既存住宅活用農村地域等移住促進事業に対する都市計画法等による処分についての配慮及び農地等の権利移動の許可の手続の特例を追加することとしております。

第三に、民間資金等活用公共施設等整備事業に対する株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例を追加することとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

次に、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

構造改革特別区域は、地方や民間が自発的に構想を立案し、それぞれの地域の特性に応じた規制の特例を導入することにより、構造改革を更に加速させるための突破口となるものであり、同時に、地域の活性化の手段となるものであります。

これまで千三百三十一件の構造改革特別区域計画が認定を受け、それぞれの地域の特性に応じた事業が実施されてきました。

これまで、構造改革特別区域推進本部においては、全国からの提案募集を行い、構造改革特別区域に係る新たな規制の特例措置について検討を行ってまいりました。

本法律案は、これらの検討結果に基づき、経済

社会の構造改革を更に推進するとともに、地域の活性化を図るため、地域から要望の強い、新たな制度改革事項を盛り込んだものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、清酒の製造免許を保有する者が清酒の製造体験を実施しようとする場合、当該製造体験に係る製造場を既存の製造場と同一とみなす酒税法の特例措置を講ずることとしております。これにより、地域の経済や文化の発展の一端を担っている清酒について、その製造体験の実施を通じて、地域のブランド価値のさらなる増進、人の交流やにぎわいの創出が図られることが期待されるものであります。

第二に、周辺地域の市街化の進展等が著しく、建築需要が急激に増大しているなどの一定の市街化調整区域について、地方公共団体による土地区画整理事業の施行を可能とする都市計画法の特例措置を講ずることとしております。これにより、無秩序な市街化を防ぎつつ、円滑かつ迅速に土地利用の整序及び基盤整備が図られることが期待されるものであります。

以上が、地域再生法の一部を改正する法律案及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上であります。ありがとうございました。

○山口委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十八分散会

地域再生法の一部を改正する法律案

地域再生法の一部を改正する法律

地域再生法(平成十七年法律第二十四号)の一部

を次のように改正する。

目次中第十二節 地域農林水産業振興施設整備計画の作成等(第十七条の三十六―第十七条の三十八)を

第十三節 地域住宅団地再生事業計
第十四節 既存住宅活用農村地域等
第十五節 地域農林水産業振興施設
株式会社会間資金等活用

画の作成等(第十七条の三十六―第十七条の五十
移住促進事業計画の作成等(第十七条の五十四―
整備計画の作成等(第十七条の五十七―第十七条
事業推進機構の業務の特例(第十七条の六十一)

三) 第十七条の五十六)に、「第十三節を「第十六節
の五十九)」

に、「第十七条の三十九―第十七条の四十一」を
「第十七条の六十一―第十七条の六十三」に、「第
十四節」を「第十七節」に、「第四十一条」を「第四十
二条」に改める。

第五条第四項第四号中「第十五号」を「第十八号」
に改め、同項第十五号を同項第十八号とし、同項
第十四号中「第十七条の四十一」を「第十七条の六
十三」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第
十三号中「第十七条の四十」を「第十七条の六十二」
に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十二号
中「第十七条の三十九」を「第十七条の六十一」に改
め、同号を同項第十五号とし、同項第十一号を同
項第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 地方公共団体が所有し、又は管理する土
地又は施設の有効活用を図る事業であつて、
民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用
することにより効率的かつ効果的に実施され
るもの(民間資金等の活用による公共施設等
の整備等の促進に関する法律(平成十一年法
律第百十七号)第二条第二項に規定する公共
施設等の整備等(当該地方公共団体の長が管
理者となる同条第一項に規定する公共施設等
に係るものに限る。))を伴うものに限る。のう
ち、地域における就業の機会の創出、経済基
盤の強化又は生活環境の整備に資するもの
(第十七条の六十第一項において「民間資金等
活用公共施設等整備事業」という。)に関する

事項

第五条第四項第十号の次に次の二号を加える。

十一 地域住宅団地再生区域(自然的経済的社
会的条件からみて一体的な日常生活圏を構成
していると認められる、住宅の需要に応ずる
ため一体的に開発された相当数の住宅の存す
る一団の土地及びその周辺の区域であつて、
当該区域における人口の減少又は少子高齢化
の進展に対応した都市機能の維持又は増進及
び良好な居住環境の確保(以下「住宅団地再
生」という。))を図ることが適当と認められる
区域をいう。以下同じ。において、当該区域
の住民の共同の福祉又は利便の向上を図るた
めに行う事業であつて、地域における就業の
機会の創出又は生活環境の整備に資するもの
(以下「地域住宅団地再生事業」という。)に關
する事項

十二 農村地域等移住促進区域(人口の減少に
より、その活力の維持に支障を生じ、又は生
ずるおそれがあると認められる農村地域その
他の農地(耕作(農地法(昭和二十七年法律第
二百二十九号)第四十三条第一項の規定によ
り耕作に該当するものとみなされる農作物の
栽培を含む。以下この号において同じ。))の目
的に供される土地をいう。以下同じ。))又は採
草放牧地(農地以外の土地で、主として耕作
又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧
の目的に供されるものをいう。以下同じ。))を
含む一定の区域であつて、当該区域に移住す
る者が増加させることによりその活力の向上
を図ることが必要と認められる区域をいう。
以下同じ。において、当該農村地域等移住促
進区域に移住する者(以下「農村地域等移住
者」という。))に対して当該農村地域等移住促
進区域内における既存の住宅の取得又は賃借
(第十七条の五十四第三項第二号及び第十七
条の五十五において「既存住宅の取得等」とい
う。及び農地又は採草放牧地についての同法
第三条第一項本文に掲げる権利の取得を支援

することにより当該農村地域等移住促進区域
への移住の促進を図るために行う事業であつ
て、地域における就業の機会の創出又は経済
基盤の強化に資するもの(第十七条の五十四
第一項及び第三項において「既存住宅活用農
村地域等移住促進事業」という。))に関する事
項

第五条第十項中「第四項第十二号」を「第四項第
十五号」に改める。

第十七条の七第十三項中「(以下「認定地域来訪
者等利便増進活動計画」という。))を削る。

第十七条の八第一項中「認定地域来訪者等利便
増進活動計画(前条第十三項)」を「前条第八項の認
定を受けた地域来訪者等利便増進活動計画(同条
第十三項)」に、「同じ」を「認定地域来訪者等利便
増進活動計画」というに改める。

第十七条の十七第二項中「(以下「認定地域来訪
者等利便増進活動計画」という。))を削る。
第十七条の五十四第五項において単に「農業委員会を
置かない市町村」という。にあつては「第十七
条の三十六第二項を「第十七条の五十四第二項
及び第十七条の五十七第二項」に改め、同条第五
項中「耕作(農地法(昭和二十七年法律第二百二
十九号)第四十三条第一項の規定により耕作に該当
するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下
この項において同じ。))の目的に供される土地をい
う。以下同じ。))及び「(農地以外の土地で、主と
して耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の
放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。))」
を削り、「同法」を「農地法」に改める。

第十七条の二十四第三項第二号中「この号にお
いて」を削り、同条第四項第三号中「第六項及び第
十七条の三十三第一項において」を「以下」に改
め、同項第四号中「第十項及び第十七条の三十三
第二項において」を「以下」に改め、同項第五号中
「第十一項及び第十七条の三十三第三項において」
を「以下」に改め、同項第六号中「第十四項及び第
十七条の三十三第四項において」を「以下」に改
め、同条第六項中「含む」の下に「第十七条の三
十六第十一項において同じ」を加え、同条第七項

中「前項」を「前項」に改め、「この条において」を
削り、同条第十項中「含む」の下に「第十七条の
三十六第十五項において同じ」を加え、同条第十
一項中「含む」の下に「第十七条の三十六第十六
項において同じ」を加え、同条第十四項中「含む」
の下に「第十七条の三十六第十九項において同
じ」を加え、同条第十五項中「ものに限る」の下に
「第十七条の三十六第二十項において同じ」を加
え、同条第十七項中「定めるもの」の下に「第十七
条の三十六第二十一項において」市町村高齢者居
住安定確保計画等」という。))を加える。

第十七条の三十二第一項中「の長」の下に「第
十七条の四十第一項において同じ」を加える。

第十七条の三十五第一項中「前項」を「前項」に
改める。

第十八条中「第五条第四項第十五号」を「第五
条第四項第十八号」に改める。

第五章第十四節を同章第十七節とする。

第十七条の四十一中「第五条第四項第十四号」を
「第五条第四項第十七号」に改め、第五章第十三節
中同条を第十七条の六十三とする。

第十七条の四十四中「第五条第四項第十三号」を
「第五条第四項第十六号」に改め、同条を第十七条
の六十二とする。

第十七条の三十九中「第五条第四項第十二号」を
「第五条第四項第十五号」に改め、同条を第十七条
の六十一とする。

第五章第十三節を同章第十六節とする。

第十七条の三十八中「第十七条の三十六第一項」
を「第十七条の五十七第一項に改め、第五章第十
二節中同条を第十七条の五十九とする。

第十七条の三十七第一項中「第五条第四項第十
一号」を「第五条第四項第十三号」に改め、同条を
第十七条の五十八とする。

第十七条の三十六第三項第一号並びに第四項第
二号及び第四号中「第五条第四項第十一号」を「第
五条第四項第十三号」に改め、同条を第十七条の
五十七とする。

第五章第十二節を同章第十四節とし、同節の次

に次の一節を加える。

第十五節 株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例

第十七条の六十 株式会社民間資金等活用事業推進機構は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十二条第一項第一号から第十一号までに掲げる業務のほか、認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき民間資金等活用公共施設等整備事業を行う場合において、当該認定地方公共団体の依頼に応じ、次に掲げる業務を営むことができる。

一 当該認定地方公共団体に対する専門家の派遣

二 当該認定地方公共団体に対する助言

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の規定により株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務が営まれる場合には、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第三十七条第一項第六号中「に掲げる」とあるのは「及び地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七条の六十第一項各号に掲げると、同法第五十二条第一項第十二号中「前各号」とあるのは「前各号及び地域再生法第十七条の六十第一項各号」と、同法第六十二条及び第六十三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は地域再生法」と、同法第六十六条中「に掲げる」とあるのは「及び地域再生法第十七条の六十第一項各号に掲げると、同法第九十二条中「第六十三条第一項」とあるのは「第六十三条第一項(地域再生法第十七条の六十第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)」と、「同項」とあるのは「第六十三条第一項」と、同法第九十三条第八号中「第六十二條第二項」とあるのは「第六十二條第二項(地域再生法第十七条の六十第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

第五章第十一節の次に次の二節を加える。

第十二節 地域住宅団地再生事業計画の作成等

第二類第九号

地方創生に関する特別委員会議録第三号 令和元年十一月十二日

作成等

(地域住宅団地再生事業計画の作成)

第十七条の三十六 認定市町村は、協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている地域住宅団地再生事業の実施に関する計画(以下「地域住宅団地再生事業計画」という。)を作成することができる。

2 認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事その他厚生労働省令・国土交通省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 地域住宅団地再生事業計画には、地域住宅団地再生区域の区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

一 地域住宅団地再生区域における住宅団地再生の方向性その他の地域住宅団地再生事業に関する基本的な方針

二 地域住宅団地再生区域において住宅団地再生を図るために整備すべき医療施設、福祉施設、商業施設その他の当該区域の住民の共同の福祉又は利便のために必要な施設及び必要な土地の確保、費用の補助その他の当該施設を整備するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

三 地域住宅団地再生区域において整備すべき高齢者向け住宅及び必要な土地の確保、費用の補助その他の当該高齢者向け住宅を整備するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

四 地域住宅団地再生区域において提供すべき介護サービス及び当該介護サービスの提供体制を確保するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

五 地域住宅団地再生区域において公共交通機関の利用者の利便の増進を図るために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

六 地域住宅団地再生区域において貨物の運送の共同化その他の貨物の運送の合理化を図るために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

項

七 前各号に掲げるもののほか、地域住宅団地再生事業の実施のために必要な事項

4 地域住宅団地再生事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

一 地域住宅団地再生区域において認定市町村が行う住宅団地再生建築物整備事業(都市計画法第八條第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内において、住宅団地再生を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。次条において同じ。)に関する次に掲げる事項

イ 当該事業を実施する区域

ロ 当該事業の内容

ハ 当該事業に係る建築物の整備に関する基本的な方針(イに掲げる区域内の用途地域(建築基準法第四十八條第十四項に規定する用途地域をいう。)の指定の目的に反しないものに限る。)

二 地域住宅団地再生区域において認定市町村が行う特別用途地区住宅団地再生建築物整備事業(建築基準法第四十九條第二項の規定に基づき条例で同法第四十八條第一項から第四項までの規定による制限を緩和することにより、特別用途地区(都市計画法第八條第一項第二号に掲げる特別用途地区をいう。ハにおいて同じ。)内において、住宅団地再生を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。に)に関する次に掲げる事項

イ 当該事業を実施する区域

ロ 当該事業の内容

ハ 当該事業に係る特別用途地区について建築基準法第四十九條第二項の規定に基づき条例で定めようとする同法第四十八條第一項から第四項までの規定による制限の緩和の内容

三

地域住宅団地再生区域において認定市町村が行う地区計画等住宅団地再生建築物整備事業(建築基準法第六十八條の二第五項の規定により同条第一項の規定に基づく条例で同法第四十八條第一項から第四項までの規定による制限を緩和することにより、地区計画等(都市計画法第四條第九項に規定する地区計画等をいい、同法第十二條の四第一項第五号に掲げる集落地区計画を除く。ハにおいて同じ。)の区域内において、住宅団地再生を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。)に関する次に掲げる事項

イ 当該事業を実施する区域

ロ 当該事業の内容

ハ 当該事業に係る地区計画等の区域について建築基準法第六十八條の二第五項の規定により同条第一項の規定に基づく条例で定めようとする同法第四十八條第一項から第四項までの規定による制限の緩和の内容

四 地域住宅団地再生区域において認定市町村が行う都市計画住宅団地再生建築物等整備事業(市町村が定める都市計画の決定又は変更をすることにより、住宅団地再生を図るために必要な建築物その他の施設の整備を促進する事業をいう。第十七條の三十九において同じ。)に関する次に掲げる事項

イ 当該事業を実施する区域

ロ 当該事業の内容

ハ 当該事業に係る都市計画に定めるべき事項

五 地域住宅団地再生区域において有料老人ホームを整備する事業に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体

ロ 当該有料老人ホームの所在地

ハ その他厚生労働省令で定める事項

六 地域住宅団地再生区域において行われる居宅サービス事業に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体

ロ 当該事業を行う事業所の所在地
ハ 居宅サービスの種類

二 その他厚生労働省令で定める事項

七 地域住宅団地再生区域において行われる地域密着型サービス事業に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体

ロ 当該事業を行う事業所の所在地

ハ 地域密着型サービスの種類

二 その他厚生労働省令で定める事項

八 地域住宅団地再生区域において行われる介護予防サービス事業に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体

ロ 当該事業を行う事業所の所在地

ハ 介護予防サービスの種類

二 その他厚生労働省令で定める事項

九 地域住宅団地再生区域において行われる地域密着型介護予防サービス事業に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体

ロ 当該事業を行う事業所の所在地

ハ 地域密着型介護予防サービスの種類

二 その他厚生労働省令で定める事項

十 地域住宅団地再生区域において行われる第一号事業に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体

ロ 当該事業を行う事業所の所在地

ハ 第一号事業の種類

二 その他厚生労働省令で定める事項

十一 地域住宅団地再生区域において行われる住宅団地再生道路運送利便増進事業(その全部又は一部の区間が地域住宅団地再生区域内に存する路線に係る一般乗合旅客自動車運送事業(道路運送法第三十一条第一号に規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。第十七条の四十四第三項第三号において同じ。))又は特定旅客自動車運送事業(同法第三十二条第二号に規定する特定旅客自動車運送事業をいう。同項第三号において同じ。))を経営し、又は経

営しようとする者がこれらの事業の利用者の利便の増進を図るために実施する事業であつて、住宅団地再生に資するものをいう。以下同じ。に關する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体

ロ 当該事業の内容

十二 地域住宅団地再生区域において行われる住宅団地再生貨物運送共同化事業(第一種貨物利用運送事業(貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業をいう。第十七条の四十七第三項第三号において同じ。))、第二種貨物利用運送事業(同法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業をいう。第十七条の四十七第三項第四号及び第四項において同じ。))又は一般貨物自動車運送事業(貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。第十七条の四十七第三項第五号において同じ。))を経営し、又は經營しようとする二以上の者が、集貨、配達その他の貨物の運送(これに付随する業務を含む。))の共同化を行う事業であつて、住宅団地再生に資するものをいう。以下同じ。に關する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体

ロ 当該事業の内容

五 認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画に前項第一号から第三号までに掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、国土交通大臣の同意を得なければならない。

イ 認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画に前項第一号から第三号までに掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、国土交通大臣の同意を得なければならない。

ロ 認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画に前項第一号から第三号までに掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、国土交通大臣の同意を得なければならない。

六 認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画に第四項第四号に掲げる事項を記載しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、同号ハに掲げる事項の案を、当該地域住宅団地再生事業計画に当該事項を記載しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

七 前項の規定による公告があつたときは、認定

市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された事項の案について、認定市町村に、意見書を提出することができる。

八 認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画に第四項第四号に掲げる事項を記載しようとするときは、あらかじめ、市町村都市計画審議会(当該認定市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該認定市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会。以下この項において同じ。))に前項の規定により提出された意見書の要旨を提出し、同号ハに掲げる事項について、当該市町村都市計画審議会に付議し、その議を経なければならない。

九 認定市町村である町村は、地域住宅団地再生事業計画に第四項第四号に掲げる事項を記載しようとするときは、同号ハに掲げる事項(都市計画法第十九条第三項に規定する都市計画の決定又は変更に係るものに限る。))について、都道府県知事の同意を得なければならない。

十 地域住宅団地再生事業計画に第四項第四号に掲げる事項を記載しようとするときの手続については、この法律に定めるもののほか、都市計画法(第十七条第一項及び第二項並びに第十九条第一項から第三項まで(これらの規定を同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。))を除く。その他の法令の規定による都市計画の決定又は変更に係る手続の例による。

十一 認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画に第四項第六号に掲げる事項(同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の居宅サービスを行う居宅サービス事業について介護保険法第四十一条第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の四十一第一項において同じ。))を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、

当該事項が同法第七十条第二項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしてはならない場合又は同法第七十条第四項若しくは第五項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしないことができる場合に該当しないと認めるときは、同意をするものとする。

十二 都道府県知事は、第四項第六号ハの居宅サービスの種類が介護保険法第八十一条に規定する特定施設入居者生活介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービスである場合において、前項の同意をしようとするときは、関係市町村の長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。

十三 都道府県知事は、介護保険法第七十条第七項の規定により関係市町村の長から通知を求められた場合において、第十一項の同意をしようとするときは、当該関係市町村の長に対し、その旨を通知しなければならない。

十四 前項の規定により通知を受けた関係市町村の長は、厚生労働省令で定めるところにより、第十一項の同意に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。

十五 認定市町村は、第四項第七号に掲げる事項(同号イの実施主体が同号ロの事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の地域密着型サービスを行う地域密着型サービス事業について当該認定市町村の長から介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の四十一第二項において同じ。))については、当該事項が同法第七十八条の二第四項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、地域住宅団地再生事業計画に記載することができ

16 認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画に第四項第八号に掲げる事項(同号イの実施主体が同号口の事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の介護予防サービスを行う介護予防サービス事業について介護保険法第五十三条第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の四十一第三項において同じ。)を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならぬ。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が同法第五十五条の第二項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の四十一第三項において同じ。)を記載しようとするときは、同意をするものとする。

17 都道府県知事は、介護保険法第五十五条の第二項の規定により関係市町村の長から通知を求められた場合において、前項の同意をしようとするときは、当該関係市町村の長に対し、その旨を通知しなければならない。

18 前項の規定により通知を受けた関係市町村の長は、厚生労働省令で定めるところにより、第十六項の同意に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。

19 認定市町村は、第四項第九号に掲げる事項(同号イの実施主体が同号口の事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の地域密着型介護予防サービスを行う地域密着型介護予防サービス事業について当該認定市町村の長から介護保険法第五十四条の第二項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の四十一第四項において同じ。)については、当該事項が同法第五十五条の第二項の規定により同法第五十四条の第二項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、地域住宅団地再生事業計画に記載することができるものとする。

20 認定市町村は、第四項第十号に掲げる事項(同号イの実施主体が同号口の事業所であつて当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の第一号事業を行う場合において当該第一号事業について当該認定市町村の長から介護保険法第五十五条の四十五の第三項の指定を受けていないときに限る。第十七条の四十一第五項において同じ。)については、当該事項が同法第五十五条の四十五の第三項の規定により同法第五十五条の四十五の第三項の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、地域住宅団地再生事業計画に記載することができるものとする。

21 地域住宅団地再生事業計画は、都市計画、都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針及び市町村高齢者居住安定確保計画等との調和が保たれたものでなければならない。

22 認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係行政機関の長及び関係都道府県知事に通知しなければならない。

23 第一項、第二項及び第五項から前項までの規定は、地域住宅団地再生事業計画の変更について準用する。

(建築物の建築等の許可の特例)
第十七条の三十七 前条第四項第一号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十二項(同条第二十三項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、当該事項に係る住宅団地再生建築物整備事業を実施する区域内の建築物に対する建築基準法第四十八条第一項から第四項まで(これらの規定を同法第八十七條第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第四十八條第一項ただし書中「特定行政庁」とあるのは「特定行政庁が、地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第三十六条第二十二項(同条

第二十三項において準用する場合を含む。)の規定により公表された同条第一項に規定する地域住宅団地再生事業計画に定められた同条第四項第一号ハに規定する基本的な方針(以下この条において「基本的方針」という。)に適合すると認めて許可した場合その他」と、「認め」とあるのは「認めて許可した場合その他」と、「認め」とあるのは「認めて許可した場合その他」とする。

(特別用途地区等に係る承認の特例)
第十七条の三十八 次の各号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が第十七条の三十六第二十二項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該地域住宅団地再生事業計画を作成した認定市町村に対する当該各号に定める承認があつたものとみなす。

一 第十七条の三十六第四項第二号に掲げる事項 建築基準法第四十九條第二項の承認
二 第十七条の三十六第四項第三号に掲げる事項 建築基準法第六十八條の二第五項の承認
(都市計画の決定等の特例)
第十七条の三十九 第十七条の三十六第四項第四号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十二項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該地域住宅団地再生事業計画に記載された都市計画住宅団地再生建築物等整備事業に係る都市計画の決定又は変更がされたものとみなす。

(有料老人ホームの届出の特例)
第十七条の四十 第十七条の三十六第四項第五号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十二項の規定により公表されたときは、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る有料老人ホームにつき行う老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出については、同項の規定にかかわらず、当該有料老人ホーム

の設置の日から一月以内に、その旨を当該有料老人ホームの所在地を管轄する都道府県知事に届け出ることをもって足りる。

2 前項の有料老人ホーム(指定都市等の区域内に所在するものを除く。)を設置する同項の実施主体は、同項の規定による届出をする場合には、当該届出を、当該有料老人ホームの所在地を管轄する市町村の長を経由してすることができる。

(居宅サービス事業等に係る指定の特例)
第十七条の四十一 第十七条の三十六第四項第六号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十二項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る居宅サービス事業について、介護保険法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなす。

2 第十七条の三十六第四項第七号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十二項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の地域密着型サービスを行う地域密着型サービス事業について、当該認定市町村の長から介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定があつたものとみなす。

3 第十七条の三十六第四項第八号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十二項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の介護予防サービスを行う介護予防サービス事業について、介護保険法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなす。

4 第十七条の三十六第四項第九号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十二項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体

が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の地域密着型介護予防防サ一ビスを行う地域密着型介護予防防サ一ビス事業について、当該認定市町村の長から介護保険法第五十四条の第二項本文の指定があつたものとみなす。

5 第十七条の三十六第四項第十号に掲げる事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が同条第二十二項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の第一号事業を行う場合における当該第一号事業について、当該認定市町村の長から介護保険法第五十五条の四十五の三第一項の指定があつたものとみなす。

(認定市町村が指定都市等である場合の読替) 第十七条の四十二 認定市町村が指定都市等である場合における第十七条の三十六第一項から第十四項まで及び第十六項から第十八項までの規定の適用については、同条第十一項中「認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画」とあるのは「認定市町村は、」と、「第十七条の四十一第一項において同じ。」を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は「とあるのは「次項及び第十七条の四十一第一項において同じ。」については」と、「ときは、同意をするものとする」とあるのは、場合に限り、地域住宅団地再生事業計画に記載することのできるものとする。この場合において、当該認定市町村の長は、当該事項に係る同号ハの居宅サ一ビスの種類が同法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護その他の厚生労働省令で定める居宅サ一ビスであるときは、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同条第十二項中「都道府県知事は、第四項第六号ハ」とあるのは「認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画に第四項第六号に掲げる事項(同号ハ)と、「において、前項の同意をしよう」と

あるのは「に限る。」を記載しよう」と、同条第十三項中「都道府県知事とあるのは「認定市町村」と、「同意」とあるのは「規定による記載」と、同条第十四項中「同意に關し、都道府県知事とあるのは「規定による記載に關し、認定市町村」と、同条第十六項中「認定市町村は、地域住宅団地再生事業計画」とあるのは「認定市町村は、」と、「を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は「とあるのは「については」と、「ときは、同意をする」とあるのは「場合に限り、地域住宅団地再生事業計画に記載することのできる」と、同条第十七項中「都道府県知事とあるのは「認定市町村」と、「同意」とあるのは「規定による記載」と、同条第十八項中「同意に關し、都道府県知事とあるのは「規定による記載に關し、認定市町村とする。」

(住宅団地再生道路運送利便増進事業の実施) 第十七条の四十三 地域住宅団地再生事業計画に第十七条の三十六第四項第十一号に掲げる事項が記載されている場合には、当該事項に係る実施主体は、単独で又は共同して、当該地域住宅団地再生事業計画に即して住宅団地再生道路運送利便増進事業を実施するための計画(以下「住宅団地再生道路運送利便増進実施計画」という。)を作成し、これに基づき、当該住宅団地再生道路運送利便増進事業を実施するものとする。

2 住宅団地再生道路運送利便増進実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 住宅団地再生道路運送利便増進事業を実施する区域

二 住宅団地再生道路運送利便増進事業の内容

三 住宅団地再生道路運送利便増進事業の実施予定期間

四 住宅団地再生道路運送利便増進事業の資金

計画

五 住宅団地再生道路運送利便増進事業の実施による住宅団地再生の効果

六 その他国土交通省令で定める事項

3 住宅団地再生道路運送利便増進事業の実施主体は、住宅団地再生道路運送利便増進実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、認定市町村の意見を聴かなければならない。

4 住宅団地再生道路運送利便増進事業の実施主体は、住宅団地再生道路運送利便増進実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを認定市町村に送付しなければならない。

5 前二項の規定は、住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の変更について準用する。

(住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定)

第十七条の四十四 住宅団地再生道路運送利便増進事業の実施主体は、国土交通大臣に対し、住宅団地再生道路運送利便増進実施計画が住宅団地再生を促進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、認定市町村を経由して行わなければならない。この場合において、認定市町村は、当該住宅団地再生道路運送利便増進実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る住宅団地再生道路運送利便増進実施計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 住宅団地再生道路運送利便増進実施計画に記載された事項が地域住宅団地再生事業計画に照らして適切なものであること。

二 住宅団地再生道路運送利便増進実施計画に記載された事項が当該住宅団地再生道路運送利便増進事業を確実に遂行するため適切なるものであること。

三 住宅団地再生道路運送利便増進実施計画に記載された一般乗合旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の内容が道路運送法第六各号(同法第十五条第二項において準用する場合を含む。)又は第四十三各号(同法第十五条第二項において読み替へて準用する場合を含む。)又は第四十三各号(同法第十五条第二項において読み替へて準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合するものであり、かつ、当該一般乗合旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の実施主体が同法第七各号(同法第四十三各号第四項において準用する場合を含む。)のいずれにも該当しないこと。

4 国土交通大臣は、前項の認定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより関係する道路管理者に、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより関係する公安委員会に、それぞれ意見を聴くものとする。ただし、道路管理者の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令で定める場合、又は公安委員会の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。

5 国土交通大臣は、第三項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を認定市町村に通知するものとする。

6 第三項の認定を受けた者は、当該認定を受けた住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。

8 国土交通大臣は、第三項の認定を受けた住宅団地再生道路運送利便増進実施計画(第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この項及び第十七条の五十一において「認定住宅団地再生道路運送利便増進実施計画」という。)が第三項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は同項の認定を受けた者が認定住宅団地再生道路運送利便

増進実施計画に従って住宅団地再生道路運送利便増進事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

9 第三項の認定(第六項の変更の認定を含む。次条において同じ。)に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(道路運送法の特例)

第十七条の四十五 住宅団地再生道路運送利便増進事業の実施主体がその住宅団地再生道路運送利便増進実施計画について前条第三項の認定を受けたときは、当該住宅団地再生道路運送利便増進実施計画に記載された住宅団地再生道路運送利便増進事業のうち、道路運送法第四十一条若しくは第四十三条第一項の許可若しくは同法第十五条第一項(同法第四十三條第五項において準用する場合を含む。)の認可を受け、又は同法第十五条第三項若しくは第四項(これらの規定を同法第四十三條第五項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

(住宅団地再生貨物運送共同化事業の実施)

第十七条の四十六 地域住宅団地再生事業計画に第十七条の三十六第四項第十二号に掲げる事項が記載されている場合には、当該事項に係る実施主体(以下「共同事業者」という。)は、共同して、当該地域住宅団地再生事業計画に即して住宅団地再生貨物運送共同化事業を実施するための計画(以下「住宅団地再生貨物運送共同化実施計画」という。)を作成し、これに基づき、当該住宅団地再生貨物運送共同化事業を実施するものとする。

2 住宅団地再生貨物運送共同化実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 住宅団地再生貨物運送共同化事業を実施する区域
- 二 住宅団地再生貨物運送共同化事業の内容
- 三 住宅団地再生貨物運送共同化事業の実施予定

定期間
四 住宅団地再生貨物運送共同化事業の資金計画
五 住宅団地再生貨物運送共同化事業の実施による住宅団地再生の効果

六 住宅団地再生貨物運送共同化事業に係る貨物利用運送事業法第十一条(同法第三十四条第一項において準用する場合を含む。)の運輸に関する協定を締結するときは、その内容

七 その他国土交通省令で定める事項
3 共同事業者は、住宅団地再生貨物運送共同化実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、認定市町村の意見を聴かなければならぬ。

4 共同事業者は、住宅団地再生貨物運送共同化実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを認定市町村に送付しなければならない。

5 前二項の規定は、住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の変更について準用する。

(住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定)
第十七条の四十七 共同事業者は、国土交通大臣が住宅団地再生を促進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、認定市町村を経由して行わなければならない。この場合において、認定市町村は、当該住宅団地再生貨物運送共同化実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る住宅団地再生貨物運送共同化実施計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に記載された事項が地域住宅団地再生事業計画に照らして適切なものであること。

二 住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に記

載された事項が当該住宅団地再生貨物運送共同化事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に記載された事業のうち、第一種貨物利用運送事業に該当するものについては、当該事業の実施主体が貨物利用運送事業法第六條第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号のいずれにも該当しないこと。

四 住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に記載された事業のうち、第二種貨物利用運送事業(外国人国際第一種貨物利用運送事業(貨物利用運送事業法第四十五條第一項の許可を受けて行う事業をいう。次項において同じ。))を除く。)に該当するものについては、当該事業の実施主体が同法第二十二條各号のいずれにも該当せず、かつ、その内容が同法第二十三條各号に掲げる基準に適合するものであること。

五 住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に記載された事業のうち、一般貨物自動車運送事業に該当するものについては、当該事業の実施主体が貨物自動車運送事業法第五條各号のいずれにも該当せず、かつ、その内容が同法第六條第一号から第三号までに掲げる基準に適合するものであること。

4 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に記載された事業のうち外国人国際第二種貨物利用運送事業に該当するものについては、その住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定において、国際約束を誠実に履行するとともに、国際貨物運送(貨物利用運送事業法第六條第一項第五号に規定する国際貨物運送をいう。)に係る第二種貨物利用運送事業の分野において公正な事業活動が行われ、その健全な発達が確保されるよう配慮するものとする。

5 国土交通大臣は、第三項の認定をしたとき

は、遅滞なく、その旨を認定市町村に通知するものとする。

6 第三項の認定を受けた者(以下「認定共同事業者」という。)は、当該認定を受けた住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。

8 国土交通大臣は、第三項の認定を受けた住宅団地再生貨物運送共同化実施計画第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定住宅団地再生貨物運送共同化実施計画」という。)が第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定共同事業者が認定住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に従って住宅団地再生貨物運送共同化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

9 第三項の認定(第六項の変更の認定を含む。以下同じ。)に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(貨物利用運送事業法の特例)
第十七条の四十八 共同事業者がその住宅団地再生貨物運送共同化実施計画について前条第三項の認定を受けたときは、当該住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に記載された住宅団地再生貨物運送共同化事業のうち、貨物利用運送事業法第三條第一項の登録若しくは同法第七條第一項の変更登録を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 認定共同事業者たる第一種貨物利用運送事業者(貨物利用運送事業法第三條第一項の登録を受けた者をいう。)が認定共同事業者たる他の運送事業者と認定住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に従って同法第十一条の運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらか

じめ、同条の規定による届出をしたものとみなす。認定住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に従って同条の運輸に関する協定を変更したときも、同様とする。

第十七条の四十九 共同事業者がその住宅団地再生貨物運送共同化実施計画について第十七条の四十七第三項の認定を受けたときは、当該住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に記載された住宅団地再生貨物運送共同化事業のうち、貨物利用運送事業法第二十条若しくは第四十五条第一項の許可若しくは同法第二十五条第一項若しくは第四十六条第二項の認可を受け、又は同法第二十五条第三項若しくは第四十六条第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 認定共同事業者たる第二種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法第二十条の許可を受けた者をいう。）が認定共同事業者たる他の運送事業者と認定住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に従って同法第三十四条第一項において準用する同法第十一条の運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同項において準用する同条の規定による届出をしたものとみなす。認定住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に従って同項において準用する同条の運輸に関する協定を変更したときも、同様とする。

（貨物自動車運送事業法の特例）

第十七条の五十 共同事業者がその住宅団地再生貨物運送共同化実施計画について第十七条の四十七第三項の認定を受けたときは、当該住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に記載された住宅団地再生貨物運送共同化事業のうち、貨物自動車運送事業法第三条の許可若しくは同法第九条第一項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

（報告の徴収）

第十七条の五十一 国土交通大臣は、認定住宅団地再生道路運送利便増進実施計画に記載された住宅団地再生道路運送利便増進事業又は認定住宅団地再生貨物運送共同化実施計画に記載された住宅団地再生貨物運送共同化事業の実施主体に対し、それぞれこれらの事業の実施の状況について報告を求めることができる。

（独立行政法人都市再生機構の行う地域住宅団地再生事業計画の作成等に必要な調査等の業務）

第十七条の五十二 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第一項に規定する業務のほか、認定市町村が認定地域再生計画に基づき地域住宅団地再生事業を行う場合において、当該認定市町村からの委託に基づき、地域住宅団地再生事業計画の作成又は地域住宅団地再生事業の実施に必要な調査、調整及び技術の提供の業務であつて、第十七条の三十六第三項第二号に規定する施設又は同項第三号に規定する高年齢者向け住宅の整備に係るものを行うことができる。

（権限の委任）

第十七条の五十三 この節に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

第十三節

既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画の作成等

第十七条の五十四 認定市町村は、協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている既存住宅活用農村地域等移住促進事業の実施に関する計画（以下「既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画」という。）を作成することができる。

2 認定市町村は、前項の協議を行う場合には、

都道府県知事、農業委員会その他農林水産省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画には、農村地域等移住促進区域の区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

一 農村地域等移住促進区域への移住の促進の方向性その他の既存住宅活用農村地域等移住促進事業に関する基本的な方針

二 農村地域等移住促進区域における既存住宅の取得等に必要な情報の提供又は費用の補助その他の農村地域等移住者による農村地域等移住促進区域における既存住宅の取得等を支援するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

三 農村地域等移住者による農村地域等移住促進区域内の既存の住宅に付随する農地若しくは採草放牧地又は就農のために必要な農地若しくは採草放牧地（次項及び第十七条の五十六において「付随農地等」という。）についての農地法第三条第一項本文に掲げる権利の取得を支援するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

四 前号に掲げるもののほか、農村地域等移住者のうち就農を希望する者に対する農業の技術に関する助言、研修又は情報の提供その他の農村地域等移住者の就業の促進を図るために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、既存住宅活用農村地域等移住促進事業の実施のために必要な事項

4 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、農地法第三条第二項第五号に規定する面積の特例を定めることにより農村地域等移住者による付随農地等についての同条第一項本文に掲げる権利の取得を特に促進する必要がある区域（以下「特定区域」という。）及び当該特定区域における付随農地等について同号に規定する面積に代えて適用すべき特別の面積（次項及び第十七条の五十六において「特別面積」という。）を記載することができる。

5 認定市町村（農業委員会を置かない市町村を除く。）は、既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に特定区域及び特別面積を記載しようとするときは、当該特定区域及び特別面積について、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の同意を得なければならない。この場合において、農業委員会は、当該特定区域及び特別面積が、当該特定区域及びその周辺の地域における農地又は採草放牧地の利用の状況を勘案して農村地域等移住者のうち就農を希望する者を確保するために必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、同意をするものとする。

6 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画は、都市計画、都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針及び農業振興地域の整備に関する法律第八条の農業振興地域整備計画との調和が保たれたものでなければならない。

7 認定市町村は、既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係行政機関の長及び関係都道府県知事に通知しなければならない。

8 第一項、第二項及び前三項の規定は、既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画の変更について準用する。

（都市計画法等による処分についての配慮）

第十七条の五十五 国の行政機関の長又は都道府県知事は、前条第七項（同条第八項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により公表された既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に記載された農村地域等移住促進区域内における農村地域等移住者による既存住宅の取得等のため、都市計画法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたとき

は、当該既存住宅の取得等の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(農地等の権利移動の許可の特例)

第十七条の五十六 特定区域及び特例面積が記載された既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画が第十七条の五十四第七項の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、農村地域等移住者が当該特定区域内の付随農地等について農地法第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合における同条の規定の適用については、同条第二項第五号中「北海道では二ヘクタール、都府県では五十アール(農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積)」とあるのは、「地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七条の五十四第七項(同条第八項において準用する場合を含む。)」の規定により公表された同条第一項に規定する既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に記載された同条第四項に規定する特例面積」とする。

第四十一条中「前三条」を「第三十八条から前条まで」に改め、同条を第四十二条とし、第四十条を第四十一条とする。

第三十九条の次に次の一条を加える。

第四十条 第十七条の五十一の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、百万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、認定地域再生計画(この法律による改正後の地域再生法以下この条において「新法」という。)第七条第一項に規定する認定地域再生計画をい

う。)に基づく事業に対する特別の措置の適用の状況その他の新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第百二十五号中「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十五条」を「地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七条の四十五(道路運送法の特例、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十五条)に改め、又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における」の下に「地域再生法第十七条の四十四第三項(住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定(同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の規定による住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定、」を、「当該事業計画の変更の認可と」の下に「地域再生法第十七条の四十五又は」を加え、「における同法」における地域再生法第十七条の四十四第三項の規定による住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律」に改め、「道路運送利便増進実施計画の認定は当該許可と」の下に「地域再生法第十七条の五十(貨物自動車運送事業法の特例)」を、「一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における」の下に「地域再生法第十七条の四十七第三項(住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定(同条第七項において準用する場合を含む。))の規定による住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定」を加え、同表第百三十九号中「第四項(貨物利用運送事業法の特例)」の下に「地域再生法第十七条の四十八第一項(貨物利用運送事業法の特例)」を、「認定特定民間中心市街地活性化事業計画の変更の認定」の下に「地域再生法第十七条の四十七第三項(住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定(同条第七項にお

いて準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の規定による住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定」を、「みなし」の下に「地域再生法第十七条の四十九第一項(貨物利用運送事業法の特例)」を、「認可を受けたものとみなされる場合における」の下に「地域再生法第十七条の四十七第三項の規定による住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定、」を加える。

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)

第四条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七条の五十二に規定する業務を行うこと。

理由

地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地域住宅団地再生事業に対する建築基準法等の特例及び民間資金等活用公共施設等整備事業に対する株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例を追加する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案

構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二十三条、第二十四条、第二十八条から第三十条まで、第三十二条及び第三十三条」を「及び第二十三条から第三十三条まで」に改める。

第七条第一項中「第三十二条」を「第三十一条」に改める。

第二十五条から第二十七条までを削る。

第二十八条の前の見出しを削り、同条第一項中「その他酒類」の下に「酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二条第一項に規定する酒類をいう。以下この条から第二十七条までにおいて同じ。)」を加え、「別表第十八号」を「別表第十五号」に、「同表第十八号」を「同表第十五号」に改め、「(昭和二十八年法律第六号)」を削り、「及び次条」を「から第二十七条まで」に改め、同条第二項中「第二十八条第一項第一号」を「第二十五条第一項第一号」に、「第二十八条第一項第二号」を「第二十五条第一項第二号」に改め、同条を第二十五条とし、同条の前に見出しとして「(酒税法の特例)」を付する。

第二十八条の二第一項中「別表第十八号の二」を「別表第十六号」に、「同表第十八号の二」を「同表第十六号」に改め、同条第二項中「第二十八条の二第一項第一号」を「第二十六条第一項第一号」に、「第二十八条の二第二項第二号」を「第二十六条第一項第二号」に、「第二十八条の二第二項第三号」を「第二十六条第一項第三号」に、「第二十八条の二第二項第四号」を「第二十六条第一項第四号」に改め、同条を第二十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十七条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において酒税法第七条第一項の規定により清酒(同法第三条第七号に規定する清酒をいう。以下この条及び別表第十七号において同じ。))の製造免許を受けた者(以下この項及び同号において「清酒製造者」という。))が、当該構造改革特別区域の魅力の増進に資する施設(以下この項及び第七項第三号において「特定施設」という。))において、清酒の製造体験の機会を提供することを通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた当該構造改革特別区域計画(第六条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に定められた同表第十七号に掲げる特定事業の実施主

体である当該清酒製造者(以下この条において「認定計画特定清酒製造者」という。)が、政令で定めるところにより、当該構造改革特別区域内に所在する当該認定計画特定清酒製造者が清酒の製造免許を受けた製造場(同法第二十八条第六項及び第二十八条の三第四項、租税特別措置法昭和三十一年法律第二十六号)第八十七条の六第八項並びに沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律 昭和四十六年法律第百二十九号)第八十一条第一項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所並びに既にこの項の規定の適用を受けている製造場を除く。以下この項及び第三項において「既存の製造場」という。の所在地の所轄税務署長に申請をし、その承認を受けた場合には、当該構造改革特別区域内に所在する一の場所(当該構造改革特別区域計画に定められた当該特定施設(第七項第三号において「認定計画特定施設」という。)内の場所に限るものとし、政令で定める場所を除く。)については、当該既存の製造場と一の清酒の製造場とみなして、酒税法その他酒税又は酒税の保全に関する法令の規定を適用する。

2 前項の承認の申請があつた場合において、当該申請をした者又は当該承認を受けようとする場所について、酒税の取締り上不当と認められ、又は清酒の製造体験に係る設備が不十分と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

3 第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る既存の製造場(以下この条において「主製造場」という。)と同項の規定の適用により主製造場と一の清酒の製造場とみなされた場所(以下この条において「体験製造場」という。)との間で酒母(酒税法第三条第二十四号に規定する酒母をいう。第七項第四号及び第八項において同じ。)又は酒母(同条第二十五号に規定する酒母をいう。第七項第四号及び第八項において同じ。)を移動しようとする場合には、政令で定めるところにより、その旨を当該承認をした税務署長

に届け出なければならない。

4 体験製造場から移出した酒類に係る酒税の納税地は、酒税法第五十三条の規定にかかわらず、当該体験製造場に係る主製造場の所在地とする。

5 第一項の承認を受けた者が体験製造場において酒類を製造し、又は移出した場合における酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)第九條第一項、第十四條第一項及び第二項並びに第八十六條の五の規定の適用については、当該体験製造場において製造し、又は移出した酒類を当該体験製造場に係る主製造場において製造し、又は移出したものとみなす。

6 税務署長は、第一項の承認を受けた者又は体験製造場について、酒税の取締り上不当と認められ、又は清酒の製造体験に係る設備が不十分と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

7 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日に、第一項の承認は、その効力を失う。この場合において、当該承認に係る者又はその相続人(包括受遺者を含む。第九項において同じ。)は、第一号から第五号までに掲げる場合(第四号に掲げる場合にあつては、同号に規定する製造免許を与えた税務署長と当該承認をした税務署長とが異なる場合に限る。)のいずれかに該当するときは、遅滞なく(第五号にあつては、体験製造場において清酒の製造を廃止するときまでに)、政令で定めるところにより、その旨を当該承認をした税務署長に届け出なければならない。

一 第九条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合 当該認定が取り消された日

二 第一項の承認を受けた者が認定計画特定清酒製造者でなくなった場合(前号に該当する場合を除く。) 当該承認を受けた者が認定計画特定清酒製造者でなくなった日

三 体験製造場の所在する特定施設が認定計画特定施設でなくなった場合(第一号に該当する場合を除く。) 当該特定施設が認定計画特定施設でなくなった日

四 第一項の承認を受けた者が体験製造場について酒税法第七條第一項又は第八條の規定により酒類又は酒母若しくは酒母の製造免許を受けた場合 当該承認を受けた者が当該製造免許を受けた日の前日

五 体験製造場における清酒の製造を廃止した場合 当該清酒の製造を廃止した日

六 酒税法第七條第四項の規定により第一項の承認を受けた者の主製造場に係る清酒の製造免許に付された期限(同条第五項の規定により当該期限が延長された場合には、その延長後の期限。次項第一号において同じ。)が経過した場合 当該期限が経過した日の前日

七 主製造場に係る清酒の製造免許が酒税法第十二條の規定により取り消され、又は同法第十七條第一項の規定による申請に基づき取り消された場合 当該清酒の製造免許が取り消された日

八 第一項の承認を受けた者(法人に限る。)の合併又は解散により主製造場に係る清酒の製造免許が消滅した場合 当該清酒の製造免許が消滅した日

九 第一項の承認を受けた者(個人に限る。)が死亡した場合 当該承認を受けた者が死亡した日

十 酒税法第十六條第一項の規定により許可を受けて主製造場を移転した場合 当該主製造場を移転した日

8 次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなつた時に当該酒類又は酒母若しくは酒母(以下この項において「酒類等」という。)をその体験製造場から移出したものとみなして、酒税法その他酒税又は酒税の保全に関する法令の規定を適用する。この場合において、酒母又は酒母若しくは酒母の醸造酒(酒税

法第三條第十九号に規定するその他の醸造酒をいう。以下この項において同じ。)とみなし、酒母又は酒母若しくは酒母の醸造酒の製造者とみなす。

一 前項の規定により第一項の承認が失効した場合において、当該承認に係る酒類等、酒税法第七條第一項ただし書又は第八條ただし書の規定の適用を受けたものを含む。次号において同じ。)がその体験製造場に現存するとき(第三号に該当する場合を除く。)ただし、次項の規定により酒類(清酒に限る。)の製造又は販売の継続を認められた場合(前項第六号又は第七号に該当する場合にあつては、同項第六号の期限の経過又は同法第十七條第一項の規定による申請に基づく製造免許の取消しと同時に同法第二十二條第一項の規定により清酒の販売の継続を認められた場合に限る。)を除く。

二 第六項の規定により第一項の承認が取り消された場合において、当該承認に係る酒類等がその体験製造場に現存するとき(次号に該当する場合を除く。)

三 第六項の規定により第一項の承認が取り消された者又は酒税法第十二條の規定により主製造場に係る清酒の製造免許を取り消された者が次項の規定の適用を受けてその体験製造場において清酒を醸成したとき

9 第六項又は第七項の規定により第一項の承認が取り消され、又は失効した場合において、当該体験製造場に半製品又は酒類が現存するときは、税務署長は、当該承認に係る者(合併により清酒の製造免許が消滅した場合で合併後存続する法人又は合併により設立した法人が清酒の製造免許を受けないときは当該法人を含み、第七項第六号から第八号までに該当する場合にあつては酒税法第二十二條第一項の規定の適用がある者に限る。)又はその相続人(同法第十九條第二項又は第二十二條第一項の規定の適用がある

者に限る。）の申請により、期間を指定し、当該酒類（清酒に限る。以下この項において同じ。）の製造又は販売を継続させることができる。この場合において、当該酒類の処分又はその体験製造場からの移出が完了し、及びその酒税が完納されるまでの間は、これらの者を第一項の承認を受けた認定計画特定清酒製造者とみなし

て、この条（第二項、第六項及び第七項を除く。）の規定を適用する。
10 第一項の規定の適用がある場合における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

酒税法			
第六条の三第一項ただし書	第四号の場合において、	第二号及び第三号の場合において構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十七条第八項の規定の適用を受けた当該酒類等並びに第四号の場合において同項の規定の適用を受けた当該酒類等及び	製造場（当該製造場が体験製造場（構造改革特別区域法第二十七条第三項に規定する体験製造場をいう。以下同じ。）であるときは、当該体験製造場に係る主製造場（同項に規定する主製造場をいう。以下同じ。）
第二十八条第一項第四号	製造場の	製造場（当該製造場が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場）の	場所（当該場所が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場）の所在地
第二十八条第七項、第二十八条の二第二項、第二十八条の三第二項及び第三十条の二第三項	製造場の所在地	製造場（当該製造場が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場）の所在地	製造場（当該製造場が体験製造場であつたときは、当該体験製造場に係る主製造場）の
第二十八条の二第一項第二号、第三十条の二第一項及び第二項、第三十条の四第二項、第四十四条第一項及び第二項、第四十七条第一項及び第二項並びに第五十条の二第二項	場所の	場所（当該場所が体験製造場であつたときは、当該体験製造場に係る主製造場）の	場所（当該場所が体験製造場であつたときは、当該体験製造場に係る主製造場）の
第三十条第五項	場所の	場所（当該場所が体験製造場であつたときは、当該体験製造場に係る主製造場）の	場所（当該場所が体験製造場であつたときは、当該体験製造場に係る主製造場）の
第三十条の二第二項	（第六条の三第五項	（第六条の三第五項又は構造改革特別区域法第二十七条第八項後段	（第六条の三第五項又は構造改革特別区域法第二十七条第八項後段

租税特別措置法	第八十七条の六第七項	製造場の	、第六条の三 第一項	、第六条の三第一項又は同法第二十七条第 八項前段
			、第六条の三 第五項	、第六条の三第五項又は同法第二十七 条第八項後段
	第五十条第一項	その製造場	又は第三号	若しくは第三号又は構造改革特別区域法第 二十七条第八項各号
		その製造場		その製造場（当該製造場が体験製造場であ るときは、当該体験製造場に係る主製造 場）
				製造場（当該製造場が体験製造場（構造改革 特別区域法（平成十四年法律第百八十九号） 第二十七条第三項に規定する体験製造場を いう。以下この項において同じ。）である とき、又は次項前段の規定が適用される酒 類の販売場に係る酒類の製造場が体験製 造場であるときは、当該体験製造場に係 る同条第三項に規定する主製造場）の

11 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
第二十八条の三第一項中「別表第十八号の二を「別表第十八号」に改め、同条第二項中「第二十八条の三第十項を「第二十八条第十項」に改め、同条第四項中「第二十八条の三第五項を「第二十八条第五項」に改め、同条第五項に改め、同条第十三項中「第二十八条の三第一項を「第二十八条第一項」に改め、同条を第二十八条とする。
第三十一条を削る。
第三十二条第一項中「別表第二十二号」を「別表第二十一号」に改め、同条第二項中「第三十二条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次に次の一条を加える。
（都市計画法の特例）
第三十二条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内の市街化調整区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七條第一項に規定する市街化調整区域をいう。）であつて、次に掲

げる特性を有することにより、市街化区域（同項に規定する市街化区域をいう。以下この条において同じ。）に編入された場合には建築物の建築又はその敷地の造成（第二号において「建築物の建築等」という。）が無秩序に行われるおそれ（以下この条において「特定期市街化調整区域」という。）において、当該特定期市街化調整区域をその施行地区（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第四項に規定する施行地区をいう。同法第二十二号において同じ。）を含む土地区画整理事業（同条第一項に規定する土地区画整理事業をいい、同法第三条第四項の規定により施行するものに限る。以下この条及び同号において同じ。）を当該地方公共団体が自ら施行することが、当該特定期市街化調整区域が市街化区域に編入された場合における計画的な市街化を図るため必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたとき

は、当該認定の日以後は、当該認定に係る土地
区画整理事業に係る都市計画法第十三条第一項
第十二号の規定の適用については、同号中「市
街地開発事業は、市街化区域又は区域区分が定
められていない都市計画区域内において」とあ
るのは、「構造改革特別区域法平成十四年法律
第百八十九号」第三十二条の認定を受けた同法
第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画
（同法第六条第一項の規定による変更の認定が
あつたときは、その変更後のもの）に定められ
た土地区画整理事業」とする。

一 周辺の市街化区域における都市機能の集積
の程度及び当該市街化区域その他の地域との
交通の利便性が特に高いと認められること
二 土地の利用状況の著しい変化その他の特別
の事情により、建築物の建築等に対する需要
が著しく増大していること。
附則第三条及び第四条中「平成三十四年三月三
十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。
別表第十五号から第十八号までを次のように改
める。

十五	特定農業者による特定酒類の製造事業	第二十五条
十六	特産酒類の製造事業	第二十六条
十七	清酒製造者による清酒の製造体験事業	第二十七条
十八	民間事業者による公社管理道路運営事業	第二十八条

別表第十八号の二及び第十八号の三を削る。
別表第二十一号及び第二十二号を次のように改める。

二十一	社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業	第三十一条
二十二	地方公共団体による特定市街化調整区域をその施行地区に含む 土地区画整理事業	第三十二条

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第三項の改正規定、第七條第一項の
改正規定、第三十一條を削る改正規定、第三
十二條の改正規定、同条を第三十一條とし、
同条の次に一條を加える改正規定、附則第三
條及び第四條の改正規定並びに別表第二十
一號及び第二十二號の改正規定並びに次條の規
定及び附則第四條中国国家戦略特別区域法平
成二十五年法律第百七号）第十條第三項の表

の改正規定（同表第三十二條第一項の項中「第
三十二條第一項」を「第三十一條第一項」に改
める部分及び同項の次に次のように加える部
分に限る。）公布の日
二 附則第三條の規定 令和二年十月一日
（新法第二条第三項の規定の適用に関する経過
措置）
第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日から
この法律の施行の日の前日までの間におけるこ
の法律による改正後の構造改革特別区域法（次
条において「新法」という。）第二条第三項の規定
の適用については、同項中「及び第二十二條」と
あるのは、「第二十三條、第二十四條及び第
二十八條」とする。

（酒税法の特例に係る経過措置）
第三条 新法第二十七條第一項の規定の適用があ
る場合における所得税法等の一部を改正する等
の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十九
條第十二項（同条第十九項及び第二十五項にお
いて準用する場合を含む。以下この条において
同じ。）の規定の適用については、同法附則第三
十九條第十二項中「製造場」とあるのは、「製
造場当該製造場が構造改革特別区域法（平成十
四年法律第百八十九号）第二十七條第三項に規
定する体験製造場である場合にあっては、当該
体験製造場に係る同項に規定する主製造場」と
とする。
（国家戦略特別区域法の一部改正）

第三十二條	地方公共団体が自ら	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体が自ら
-------	-----------	--------------------------

（漁業法等の一部を改正する等の法律の一部改
正）
第五条 漁業法等の一部を改正する等の法律（平
成三十年法律第九十五号）の一部を次のように
改正する。
附則第六十九條のうち構造改革特別区域法第
二十八條の二第二項の改正規定中「第二十八條
の二第一項」を「第二十六條第一項」に改める。
（漁業法等の一部を改正する等の法律の一部改
正に伴う調整規定）
第六条 この法律の施行の日が漁業法等の一部を
改正する等の法律の施行の日以後となる場合に
は、前条の規定は、適用しない。

理 由

経済社会の構造改革及び地域の活性化を図るた
め、清酒の製造を体験するための製造場の製造免
許に係る酒税法（昭和二十八年法律第六号）の特例
措置及び地方公共団体による特定市街化調整区域
をその施行地区に含む土地区画整理事業に係る都
市計画法（昭和四十三年法律第百号）の特例措置を

第四条 国家戦略特別区域法の一部を次のように
改正する。
第十條第三項の表第二十八條第四項の項中
「第二十八條第四項」を「第二十五條第四項」に、
「別表第十八號」を「別表第十五號」に改め、同表
第二十八條の二第二項第一号及び第二號の項中
「第二十八條の二第二項第一號」を「第二十六條
第一項第一號」に改め、同表第二十八條の二第
四項の項中「第二十八條の二第四項」を「第二十
六條第四項」に、「別表第十八號の二」を「別表第
十六號」に改め、同表第三十二條第一項の項中
「第三十二條第一項」を「第三十一條第一項」に改
め、同項の次に次のように加える。

追加する必要がある。これが、この法律案を提出
する理由である。